

第七十二回
国会

参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会会議録第四号

昭和四十九年四月三日(水曜日)
午前十時七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 金井 元彦君
理事 稲嶺 一郎君
高橋雄之助君
鈴木美枝子君
三木 忠雄君

委員

岩動 道行君
今泉 正二君
河口 陽一君
黒住 忠行君
柴立 芳文君
足鹿 覺君
川村 清一君
田 英夫君
藤原 房雄君
春日 正一君
喜屋武眞榮君

國務大臣

外務大臣 大平 正芳君
國務大臣(總理府總務長官) 小坂徳三郎君

政府委員

内閣總理大臣官 伊藤 廣一君
防衛施設庁施設部長 平井 啓一君
沖繩開発庁総務局長 岡田 純夫君
沖繩開発庁総務局長 和田 善一君
沖繩開発庁総務局長 和田 善一君

事務局側

常任委員会専門員 伊藤 保君

説明員

北方対策本部審議官 大屋敷行雄君

防衛庁防衛局運用課長 伊藤 参午君
農林省大臣官房地方課長 結城 庄吉君
水産庁漁政部沿岸漁業課長 平井 義徳君
建設省都市局下水道部長 久保 赴君

本日の会議に付した案件

○沖繩及び北方問題に関する対策樹立に関する調査
(沖繩及び北方問題に関する件)
(沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律案内閣提出、衆議院送付)

○委員(金井元彦君) ただいまから沖繩及び北方問題に関する特別委員会を開会いたします。

沖繩及び北方問題に関する対策樹立に関する調査を議題とし、昭和四十九年度沖繩及び北方問題に関する施策のうち、外務省の所管事項について政府の説明を聴取いたします。大平外務大臣、○國務大臣(大平正芳君) 外務省の所管事項につきまして、その概略を御説明申し上げます。

まず、北方領土問題につきまして、政府の所信を申し述べたいと存じます。

わが国とソ連邦との関係は、近年幅広い分野において着実な進展を見せており、昨年十月の田中総理大臣のソ連邦訪問により、さらに一その発展のための素地が築かれるに至っております。しかしながら、日ソ間に真の善隣友好関係を樹立するためには北方領土問題の解決が必須であることは申すまでもありません。日ソ国交回復後十七年を経た今日におきましても、いまだ日ソ間に平和条約が締結されていないという事実を政府としてはきわめて遺憾と考えておるものであります。

田中総理は、ブレジネフ書記長はじめソ連最高首脳との会談に際して、北方四島はわが国固有の領土であり、これら諸島の返還は国民の悲願である旨強く主張し、北方領土問題を解決して平和条約を締結することが、日ソ間の真の善隣関係の確立に不可欠であるとして、大局の見地からのソ連側の決断を求めたものであります。会談は難航いたしました。最終首脳会談の結果、共同声明で、「第二次大戦の時から未解決の諸問題を解決して平和条約を締結することが両国間の真の善隣友好関係の確立に寄与することを認識し、平和条約の内容に関する諸問題について交渉した。双方は、一九七四年の適当な時期に両国間で平和条約の締結交渉を継続することに合意した。」旨明記することと合意を見ました。また「第二次大戦の時から未解決の諸問題」に北方領土問題が含まれておることについては最高首脳間で確認されております。このことは、ソ連側が従来、日ソ間の領土問題は解決済みであるとの態度をとっていたことにかんがみれば、北方領土問題解決の端緒を開いたものと確信いたします。

政府としては、本年中に再開される平和条約交渉におきましても、再度申し上げますように、総理訪ソの成果を踏まえて、国民各位の御支持のもとに、

北方領土問題の解決をはかるべく粘り強く交渉を続ける所存であります。

北方領土問題を解決することによって日ソ平和条約を締結し、日ソ関係を真に安定した基礎の上に発展させることは、日ソ両国の利益に合致するのみならず、極東、ひいては世界の平和と安定に資するものであり、わが国の平和外交の理念にも合致するものでありますので、このため、最大限の努力を払ってまいりたいと考えております。

次に、沖繩問題につきまして、政府の所信を申し述べたいと思ひます。

外務省としては、さる昭和四十六年十一月二十四日の衆議院決議を体し、現地の要望、沖繩県の開発計画の推進、民生の安定の確保等の関連を踏まえ、かつ、日米安保条約の目的の達成との調整をはかりつつ、沖繩県における米軍施設・区域の整理・統合を推進しておりますが、すでに御案内のとおり昨年一月二十三日の安保協議委員会において、那覇空港の完全返還及び那覇空港周辺地区の返還について原則的合意が成立したほか、昨年六月十五日には米軍施設・区域の一部または全部返還(計八カ所)につきましてそれぞれ日米間で合意を見、また、今般一月三十日の安保協議委員会においては米軍施設・区域の一部または全部返還(計三十二カ所)について合意に達した次第であります。

政府としては、海洋博関連工事の関係もあり、さしあたり、昨年の安保協議委員会合意されたプロジェクトの実施に全力を傾注する所存であり、また、今回了承されたプロジェクトのうち移設を条件とするものにつきましては可能なものから逐次実施に移す考えであります。沖繩県民の米軍施設・区域の整理・統合に対する強い要望は政府としても十分理解し得るので、安保条約の目的達成との調和をはかりつつ、今後とも在沖米軍施設・区域の整理・統合についてこれまでの計画の進捗状況をにらみながら検討を進める考えであります。

ます

また、沖繩返還協定の実施について、請求権の米側による処理については引き続き米側と十分連絡を保ちつつ促進をはかることとし、また、V O Aについては国会等における論議をも踏まえつつ、協定上本年五月以降行われることとなっている将来の運営に関する米側との協議に備えてまいりての所存であります。

以上、外務省の所管事項について概略御説明申し上げます。

○委員長(金井元彦君) 以上で、大平外務大臣の施策についての説明は終わりました。

○委員長(金井元彦君) 次に、本調査及び冲縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題とし、これより質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○鈴木美枝子君　さる三月二日に起こった那覇市小祿の聖マタイ幼稚園前工事現場の爆発事故について、その後、県民は恐怖を感じております。この事故で幼児を含む四名の死亡者が出、重傷者七名、沖繩戦の傷あとがいかに深いものかをあらたためて県民また全日本人に知らせ、戦争のおそろしさに恐怖を感じております。この一年間だけでも爆弾、砲弾、地雷等が一万三千四百三十二件のも不発弾が処理をされて、三月十一日現在では三十四カ所に未処理のまんま放置されております。昨年では、那覇市大道小学校の校庭から爆弾が掘り出されており、本年三月には真嘉比小学校の体育館前工事現場から二発の爆弾、迫撃砲が発見されております。幸いなことに、それらは爆発せずに、大事に至らなかつたけれども、校地整理や校舎建築の場合に、沖繩では至るところで地下から不発弾が掘り起こされております。今回の小祿のような事故が発生するというようなことは随所に行なわれるだろうし、また、人心の不安が児童、生徒、父兄に広がっております。学校安全教育の面からも、国民の安心の面からも、これは重要な問題だと思ひます。そこで、不発弾が子供の遊び場や、

それから海水浴場やその他に放置されている、そのものを早く処理され、そうして発見し、調査を行ない、沖繩から完全に不発弾を処理してもらいたい。これは、私がいま読み上げましたのは、沖繩県教育振興会からの要請でございます。衆議院でも審議されたことでございますけれども、その衆議院で審議されたことのその後の処理について、いろいろ研究、早い処理をするということとなされていると思いますけれども、どういふふうに処置されておりますんですか、御答弁願います。

○国務大臣（小坂徳三郎君） 鈴木委員にお答え申し上げます。

後直ちに開発庁を中心に関係各省と連絡会を持ちまして、そうしてこうした不発弾というものが沖繩の民心に与える影響、そうしてまたもう一度大戦場であつた沖繩というものをわれわれは再認識して当たらなくてはならないという基本的な理解の中で、各省との間で運営案を現在つくつて、そうして迅速な処理に当たる方針を定めております。

ンコに乗っていて、庭で遊んでいた子供さんが二人事故にあった。他の幼稚園の子供さんは部屋にいて助かった。あれが庭に全部いたら、子供さんが全員やられていたでしょう。そうして負傷者は

三十四名、家屋の損壊が八十六戸、自動車その他五十一台、現場近くは旧海軍の作戦本部があつて、現場は最前線の場所であつた。そうして壕の内は作戦基地であり、この間の沖繩戦の中では最後の重要なとりでの場所であつた。あの当時、アメリカの侵入を防ぐために地雷をたくさんあの辺に埋めてあるというようなことはどうでございませうか、いまはつきりわかっているはずだと思ひま

すけれども、埋めた地雷について、当時の記録その他のを調べているでございましょうか。

○政府委員(岡田純夫君) 埋没の状況につきましては、防衛庁のほうに当時のその資料が一部ございますので、その中から該当のものといえますか、施策に反映できるような事実がございましたならば、連絡してもらいたいということを願っております。

それから、県のほうと申しますか、地元にもそういう関係の、当時の指揮者と申しますか、関係者の方もおられるようでありますので、その方々の証言をもとりたいということで、連絡をいたしております。したがいまして、それらの事実をつかもうとしていただきたいと思います。

○鈴木美枝子君 海軍の作戦上の問題があつたでしょうから、どこに地雷を埋めたということとは十分わかつてゐるのではないかと、こういうふうに思うんでございます。それをただ国民に申し込んでくれ、そういうものがあるだろうといつても、この現場だけでも、地雷を埋めた以後、畑だったところに下水道をつくるということであつたのでございまして、その上に土を埋め、そしてまたコンクリートをし、そして穴を掘るといふ……。ですから、あつたら申し込んでくれただけではだめだと私は思うんでございます。そういう意味で、当時の戦略的な地図を手がかりにして、

で——国が責任を持つということは、そういうことを含めての問題だと思ふのですけれども、もう一回その点についてはっきりしていただきたいと思ひます。

○國務大臣(小坂徳三郎君) 御指摘のとおり、この小椋の場合に、旧海軍のものであるというようなことも一応いわれております。あるいは、それがほんとうなのかもしません。いずれにいたしましても、このような爆弾が未処理のままあるということは、これはたいへんなことなっておりまして、われわれといたしましては、当時の関係者等の話も、現地でも十分聞く努力をいたしております。

す。また同時に、先ほど申し上げましたように、防衛庁関係で昔のつてを伝いながら、現地の踏査も同時にやるということで、全力を傾けて処理にあたつてまいりたいという気持ちでございます。

○鈴木美枝子君　そういうことを発表することにによって、沖縄の国民の方たちに安心していたが、不安なく――不発弾の以後、人の気持ちが悪く、不安が申し込まれたのではなくて、こちらがそういうう

方法を明確にいうことによって、少しでも安心——安心はできないですが、この新聞を読みますと、そのまんま残っている不発弾、爆弾が多数あるということでございますから、安心などとは言えませんが、その当時の埋めたそのものを手がかりにしまして、危険区域と指定しな

からやる。危険区域と指定したら全島になつてしまふということもあると思うのでございます。

で、新聞などを見ますと、探知機も完全じゃないやうでございませう。この小様の現場は四メートル下だった。それを下水道ですから、ほとんど下へ突き進んでいる間に爆発したというやうなことでございませう。沖繩新聞を見ても、その探知機が、現在ある高性能の探知機でも五十キロ爆発で一・五メートルの深さまでしか探知することができない。そういう機械は、そのぐらいの程度のしかないんでございませうか。

○政府委員(瀧美謙二君) 現在のところ、その程度の能力の機械しかないというふう聞いております。

○鈴木美枝子君 日本にもないんですか、全体ではないんですか。

○政府委員(瀧美謙二君) そのとおりでございませう。

○鈴木美枝子君 困りますね。やっぱり近代国家ということばを使っているんですから、世界に有数の国なんですから、一・五メートルの深さしかさがすことができないというやうな探知機、そういうものがなく危険なんじゃないでしょうか。その探知機がないと危険なんじゃないでしょうか。

いま私が最初に言いました、この間のアメリカとの戦争当時の地雷を埋めた地図は、最初の手がかりにすぎないと思ひます。その手がかりを中心には、然と沖繩をあれするのではなくて、四メートルの深さには不発弾が落ちたというのに、探知機が、一・五メートルの深さしか探ることができない機械しか日本にないとしたら、近代国家ということばはやめてもらいたいと思ひます。そういう機械はいつづつすることができませんか。

○政府委員(瀧美謙二君) 御指摘のとおりでございまして、私も今後この対策を考えますときに、それが非常な問題点であるというところでございませう。ただ、現実にはどういふやうな調査方法をやっているかと申しますと、その一・五メートルの深のものを利用いたしまして、まず最初に、その一・

五メートルを探索してそれを掘り下げていく、うしてまた、次の段階で、掘り下げたところでまたさらに地下を探索する。そういうことを繰り返して深く埋蔵されているものを確認する。

それからもう一つの方法といたしまして、何かジェットストリームとかいう方式でございませうが、水なり空気なりで穴を掘つてまいりまして、その穴に機械を下げてそして深いところをさがす。

現在のところ、その機械を使ひまして、そういう二通りの方法によつて深部の探索をやっているというところだと思ひます。

○鈴木美枝子君 「そうだそうでございませう」ということになりまして、「そうだそう」じゃなくて、はつきりそうなんですというやうな答弁ができるやうにしないと、あの不発弾が爆発した問題は、それも責任の關係があるというふうには思ひます。「そうだそうだ」というあいまいな返事じゃない形で、積極的に探知機もつくり出す、そして申し込み、そこにあるから申し込んでくれというやうなことは、危険ではないものに対する要望の出し方である。危険なものに対する要望の出し方は、探知機をさがして積極的に調べるのだ、調べるにしても、おそ過ぎたということばをつけないが、やらなければならぬことだと私は思ひます。

で、先ほども長官がおっしゃいましたように、まだそこに埋めた人が、当時兵隊で——いるらしいとおっしゃいましたけれども、宮城副吉さんで、もうすでに六十二、三になつて、その人は沖繩映画ですが、その社長をしていらつしやるという人も現に生きていらつしやるわけでございますから、当時將校だった人もいるわけでございますから、そういう人たちが動員して、ほんとうに調べ上げるという方法にしたいと思ひます。その点については、はつきり、らしいじゃないお返事をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(小坂徳三郎君) ただいまおっしゃいました宮城さんには、もちろんすでに来ていただいて、当時の埋めたという事実關係その他について、十分事情を聴取しております。

な、ただいまの一・五メートルという機械、これが四メートル、五メートルには効果が無いじゃないかというお話でございませうが、残念ながら一・五メートルが最も到達し得る現在の水準だということなので、われわれといたしましては、それでもいいからまず一・五メートルをさがす。それでさらにあやしい、ありそうだ、またいろいろな事実等からもあるかもしれないというものに対しては調査をしておる。そして、こうしたわりあいに広範囲な調査——ここにあるから掘ります、だからお金が幾らかかりますという、そういう考えでなしに、ありそうだと思うところは思い切つて掘つてしまふというやうな、非常に幅の広いやうな探索活動と申しますか、あるいは処理活動と申しますか、それをやる方向で進んでおります。これについて、關係各省とも十分打ち合わせをしながら、いまそういう方向の具体化を進めつつあります。

○鈴木美枝子君 よろしくお願ひします。

沖繩県では、一昨年から政府に不発弾の処理を要請しているというやうなことも聞いておりますので、一昨年からやつていけば、もしかしてこういうことにはならなかつたかもしれないというところとひとつ反省しながら、やつていただきたいと思ひます。それについては、予算については十分検討されているのでございませうか。

○國務大臣(小坂徳三郎君) もちろんこの不発弾処理ということは、いままでとは違つた角度で始めるわけでございますから、こうしたことに新しい予算措置あるいは財政的な措置を必要とすることは当然でございませう。まだわれわれとしましては、全体としてどれくらい、幾らかかるかというところまで積み上げができておりません。がしかし、ある程度の概算までをつかんだら、直ちにこれを国の措置によつて展開していきけるやうな、そうした方向を行政的にとつてまいりたいというふうなことを考えております。

発表していただきたいというふうな思ひます。

それから衆議院のほうで見舞金という形で西銘さんをお持ちになつた、その後の新聞でも拝見しておりますけれども、衆議院ではつきりしたことを言い切らずに、その点について検討してみましよう、賠償は国の責任であるというやうなことで検討すると、法律上の問題についても検討すると。その検討は、あれからちよつと日にちがあるものでございませうけれども、どう検討されたのでございませうか。

○國務大臣(小坂徳三郎君) 鈴木委員、もちろん国の責任の有無ということとは、国家賠償法あるいは民法上のことをおっしゃつておられると思ひますが、これは当然われわれとしましては、政府として国家賠償法に当たるものか、あるいは民法上の何かの損害賠償に認める必要があるかどうか、これはいま検討いたしておるわけでございます。なかなか検討する時間がかかるわけでございます。それで私らといたしましては、こうしたことは検討の結果、国が完全な責任を負うべきことであるとかなんとかという結論が出るまで、やっぱり非常に時間がかかることは、もう過去のことでよくわかつておりますので、しかし、それでは幾ら何でもいけないじゃないか、これはある程度やはり国がこうした問題には責任を負うべきであるという考えから、三月八日に、とりあえずの死者の方々に對するもの、これは百万円ずつでございませうが、それから重傷の方々に對して二十万円ずつでございませうが、お見舞金を差し上げることとをきめまして、そして三月九日に西銘政務次官にそれを持参していただいて、それぞれの御家族、遺族の方と、それから御本人にお渡しをしたわけでございます。これはもうお見舞金として差し上げたのでございませうが、そうしたことをいたしましたことは、国家賠償法というものが適用されるかどうかという点については、まだまだうんと時間がかかるから、そうしたものの間、知らぬ顔をしてほつておくわけにいかぬという気持ちでございまして、そうした気持ちで、同時に

先ほどから申し上げますように、この不発弾処理ということがいかに重要であるかということをも十分認識しての行動につながっているわけでございまして、御理解をいただきたいと思ひます。

○鈴木美枝子君 衆議院ではそういうことを考えておくと、いまも考えておく、時間がこういう問題にかかるというふうな、ちよつとや同じような御答弁のような気がするのでもございすけれども、私は、これやっぱり時間がかかる、その時間の問題を、政治責任として時間がかかる、国家賠償としてそういう方法をとるために時間がかかると言っているのでもございすか。法律的な問題が複雑だからという答弁だけじゃなくて、国家の責任として時間がかかると言っているのかどうか、ちよつともう一つ深く聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(小坂徳三郎君) これは両方の意味と御理解願ひたいんです。そういう意味で、なかなか関係各省間においてもこの問題についてはつきり割り切ることのできないことは、また当時の情勢、事情というものが、明確にだれだれ司令官の命令によつて埋めたかどうかというようなこと、そしてまた、その爆発した爆発物そのものが完全に日本軍の使用したものであったかどうかとか、いろいろなことをこまごまと調べなければ、なかなかそういう結論にも到達しないわけでございす。と、いって、われわれはその国の責任というものを全部逃げてしまつてもいい。またそれでいいけないというふうな気持ちもございす。その間で、国家賠償法が適用されるかどうかという議論に時間がかかるが、その間においても、なおわれわれとしては何らかの措置をとっていきたいという気持ちでおるわけだ。

○鈴木美枝子君 何らかの処置というのは、お金のことだろうと私は思うのでもございす。何らかの処置はお金のことだ、そしてその地雷がアメリカのものであるか日本のものであるかわからないということは、これはたいへん政治的責任がないんじゃないか。政治的責任というのは、今日

のことばでございすけれども、戦争に対する責任でございすから、戦争に対する責任は、アメリカの不発弾が日本の不発弾かわからないのではなくて、それは日本のやはり戦争をしたということとを全政治の責任において発言していただかないと、やはり不安なんですね。沖繩の方ばかりじゃなくて、私たちも不安なんです。そういうのはつきりした答えをしていただくことによって、不安でない、平和に対する希望を持つことができるんです。ですから、そういう御答弁していただきたいと思ひます。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 私個人といたしましては、もちろん戦争は自分も非常な体験者でございすし、まづばらごめんであることはもう御承知のとおりでございす。同時にまた、こうしたことを日本としては二度と繰り返さないということが憲法九条にも明確に出ておるし、われわれとしまして、そうした現在ある日本の憲法を十分尊重し、また、これが一つのこれからの世界における新しい国のあり方としての、これからいよいよ本番に入ってくる時代でございす。そういう意味で、そうしたことを強く実践し、それを強く世界じゅうに宣言をしていくというこの繰り返しのなかから、日本自身もはや戦争をしないという事実、現実を積み上げていきたいという考えでございす。そうした意味合いから申しますと、過去における戦争のそうしたことの責任がすべて国家の責任であるということとを断言するわけにもいけません。そこに一つの法律技術的ないろいろな問題がございす。がしかし、同時にまた、さればと、こうした時間をただかけていくというだけか能ではないのであつて、やはりこれに對しての何らかの補償措置というものを私らとしては現行法制の中においてもやっていきたいという考えで努力をいたしておるわけでございす。

○鈴木美枝子君 国家の責任と言ひ切れないう、そのことばちよつと困りますね。いま私個人として、ここでは個人ということはありません

と思ひますね。ここでの発言は、個人ではございせんよ。国の責任という問題を言う場合でも、そういう分類のしかたはこの国会の中ではあり得ないと思ひます。廊下で話しているなら別ですけれども、ここで話するとき、個人としてはこうだけれども、国家としての戦争責任については一がいには言えないというところは絶対にあり得ないというふうに思ひます。責任は責任でございすよ。そしてその責任の中でどういふふうにするか、その方たちに補償し、そしてそれを与える——与えるということばでも違ふんです、与えるじや上からものを言い過ぎます。そうじやなくて、どうちやんとするかということが、それに対する予算がこうなんだと、できなければこうなんだ、できなければいけないけれども、飛行機で事故を起こしたつてすいお金を払つておられます。それはやはり人間の死については同じでございすけれども、死の現状についての責任のありどころについて問われなければならぬのじやないか、その問われ方の問題なんです。だから、飛行機で払つた値段がこうだから、こつちの値段は死んだのにこう払うんだということではないと思ひます。人間の死については変りないわけです。だけれども、その死のあり方について責任をどう問うかというその問題がないと、近代国家だとは言えないんじゃないかと私は思ひます。そういう意味で、飛行機のこの事故、最低のところで七百万前後、これはここに記録がございすけれども、最高で二千万円。この間の四十七年の日航事故の中でも、自衛隊機と民間飛行機とぶつ

かつたあのときも、あれは裁判しまして、国は四千八百万払つてゐる。自衛隊機と民間の飛行機とのぶつかり合ひというふうなことは最高に払つてゐるということは、やはり国の責任ということを含めて、民間に対する、国民に対する影響力だつたと思ひます。これは、死については影響も何もないんですけれども、この自衛隊の飛行機と民間飛行機の事故、あのぶつかり合ひに對して、同じ死でも最高に払つてゐるというところは、自衛隊

をどう思ふかという問題を含めての中だと思ひます。で、沖繩県の場合、じや沖繩県にどう思ふかという全体の国民の考え方に対する問題をしんじやくしてはいけないうんだという、しんじやくしないところにサンフランシスコ条約の問題が出てくるという私は問題を感じるのでございす。そういう考え方について、死については変りないけれども、その死の方法について、この自衛隊と民間の飛行機の例を私はあげさせていただいたんですけれども、その場合の考え方についての問題と、沖繩の方たちに対する問題との問題を、日本じゅうの方たちの考え方を、世論をという形をしんじやくしながらものをしないで、明確に近代的国家としての人間に対する処理としてやっていただきたいと思ひます。私の質問はこれで終わりますけれども、それに対してのお答えをひとつ伺つて、終わりにさせていただきます。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 鈴木委員のたゞいまのお考え、よく承りました。私も、何も必ずしもあなたの御意見と全く違ふことを考えているつもりもないんでありますが、しかし、現在の行政庁及びそれを取り巻くいろいろな法律的環境の中では、一挙にそこまで飛躍することがなかなかむずかしい。だから、その間の中間的な措置であつて、御不満かもしれないけれども、十分われわれとしては、そうした意味合いがくみ取れるような方向で努力をしておりますということを申し上げたので、御理解いただきたたいと思ひます。

○稲嶺一郎君 私は、まず沖繩振興開発計画について御質問いたしたいと思ひます。御承知のように、沖繩の経済社会の振興開発を推進していくために、昭和四十七年度を起点とする沖繩振興開発十カ年計画が策定されております。この計画によりますと、生産所得は、基準年次の三千百億円から目標年次には一兆円に、約三倍強の発展を期待いたしております。また、計画期間中に産業別生産所得の構成を、第一次産業では現在の八%から五%へ、また第三次産業では現在の七四%から六五%へ、おのおの圧縮いたして

おります。反面におきまして、第二次産業は、現在の一八%から三〇%へと大幅に拡大するようになっております。この計画の内容からいいますと、十カ年間で生産所得を三倍に引き上げることにつきましては、第二次産業に大きな期待がかけられております。

ところが、沖縄における現状を見ますと、どうも私はこの点について、はたして内閣のほうで策定されたこの振興計画が、実際において目標達成を十カ年の間にやれるかどうかということについて非常な疑問を持っております。前に、去年のアルミ産業も、せっかくいろいろと計画いたしましたのでございますが、これもだめになりました。また、CTSの問題にいたしましても、現在いろいろと混乱が起きています。沖縄に産業を持て行きたいというふうにおきまして、沖縄に産業を持て行きたいというふうにおきまして、当初の計画がかなり後退した状態でございまして、私は、第二次産業が現在のような状況下においては、振興開発計画は大幅に修正をしなければならぬんじゃないかというふうにお考えをしておりますが、この点についての政府のお考えをまず伺いたいと思います。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 振興開発計画そのものの目標は、私はやはり県民所得を年間一人百万円近くまで上げていくことは当然のことであるし、また、それがなくてはやはり沖縄の豊かな市民生活もあり得ないんじゃないかと思うのです。そうした最終的な目標の実現のために、現在やはり二次産業をもっと拡大しなくちゃいけないという、これは当然のことだと思っておりますが、それがいろいろところで障害にぶつかっていることも事実だと思えます。しかし私は、だからといって、この県民所得を年間百万程度の水準まで上げていくということを修正する必要は毛頭ないんじゃないか、むしろそうしたことを実現することが沖縄の人々にとつてのいい生活につながるのだし、それをだから二次産業だけでやり遂げるの

がいいのか、あるいはまた、先般も離島等に参加していろいろ見ましたが、やはり農業政策、農業部門というものをと大きく開発をするという努力をしながら、そこで二次産業との一つのつながり合いを持たせるような形でもっていくのか、いろいろな形の中で、私は一人当たり百万円の県民所得の実現、それをねらうこの開発計画、こうしたものは目標として置いておいていいんじゃないか。ただ、短期的あるいは中期的に見て、それをどのような方針の中で実現していくかという点については、私はやはりこの県の意見も十分くみ入れたいし、また、沖縄出身の稲嶺先生はじめ皆さん方の御意見もぜひひとつ取り入れて、そして中期的あるいは短期的な計画はそうした中で練られたものを実践していくという方向をとつた方がいいのではないかと考えておるわけなのでございます。

○稲嶺一郎君 第二次産業とそれから第一次産業との関連において、十分その調整をしながら進めていかねばならないという大臣のお考え、よくわかるのでございますが、去年から発生しておるような諸問題で、たとえばCTS問題にいたしましても、与那城村の村議会においては、第一回のときには共産党の議員を含めて全会一致でござい

ます。それから県知事のほうも確かにこれを大きく推進されたというふうには私は理解いたしております。これに対するいろいろな資料も私のところには十分にあるのでございますが、そういうふうには一べん約束をしながら、いざ実行の段階になると、いろいろな障害のためにこれが実行できないということは、私は政府としてももっと考えていいんじゃないかというふうにお考えのようですが、一部の反対があればやめるといふことじゃ、なかなかむずかしいと思っております。この問題、公害の問題があるという点ですが、私自身は、私の経験から見ますと、CTSというのは石油基地でございまして、これは本質的には公害はないものだというふうにお考えをしておりますが、同時に、造船事業というものを沖縄でひとつつくつたらどうか

という提案もそのときあったのでございますが、その後、何かどっかに立ち消えになっているような感じがいたしますが、これはどういうふうになつておるんですか。

○政府委員(岡田純夫君) 造船事業を誘致したいという声は、かねがね地元の方から伺っております。私も私も振興開発計画を立てる上に、有力と申しますか、非常に期待されるものと考えております。実は、沖縄アルミの立地ということが問題になつておりましたときに、それとの関連において造船ということが当然期待されたということはございまして、沖繩アルミの問題は別といたしましても、沖繩にとつてははかるべきものではないかと思っております。沖繩開発庁としては、関係の方面と緊密に連絡をとりまして、十分推進いたしてまいりたいというふうにお考えをしております。

○稲嶺一郎君 造船の問題につきまして、いま岡田局長さんのお話をお伺いいたしました。が、ぜひこれは、まあどこから見ても公害のない産業でございまして、政府においてもこれは積極的に推進をはかつていただきたいというふうには、私希望いたします。

なお、先ほど大臣が、第一次産業の点について述べられたのでございますが、まあ実は私も第一次産業には興味を持っておりまして、沖繩の第一次産業を盛んにしなかならぬというんで、自分でも試験場を持ちながら、研究を今日まで続けております。ところが、私は非常に疑問に――なかなかむずかしいんじゃないかと、実際においては非常に困難な点にぶつかるといふ感じがする。沖繩に考えております。と申しますのは、農業というものを倍にするということとはなかなかむずかしい。また、いま革新の諸君が第一次産業をひとつの中心に考えたかどうかということでございますが、私がなかなかむずかしいだろうと思うのは、たとえば目標年次の総所得が一兆円の五%になるわけでございます。これは五百億円になります。現在の第一次産業所得は二百億円から二百五十億

円でありまして、大体二倍になります。だからもしこれに重点を置くとして、現在の八%ですが、これからもし一〇%ぐらいになつたとしますと、一〇%では一千億になります。これは容易ならざることになるんじゃないかと、約四倍になるのでございまして、なかなか沖繩の第一次産業を四倍に引き上げるといふことは、私は簡単じゃないというふうにお考えをしております。この点については、水産業においてもやっぱり同じだと思えますが、それで私が伺いたいのは、県庁のほうにおきまして、県側のほうにおきましても、第一次産業を重点的にやらなかならぬという意向が見受けられる。そうしますと、具体的にどういふふうな案を持てているのか、また、十カ年間のスケジューリング計画はあるのかないのか、そういうことなしに、思いついで、ただ第一次産業がよからうということをやっているのか、この点がはっきりいたしませんと、大臣のおっしゃるのがなかなか実際においてはむずかしいんじゃないかという私感にいたしたのでございますが、この点についてのひとつ御答弁をお伺いします。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 御指摘のように、第一次産業をこの計画どおり二倍にするということも非常に困難であることはよくわかります。特に生産性を一挙に引き上げることのむずかしいこと、年に一回の、あるいは二回の収益しかないというわけでございますから、それはもう第二次産業に依存して生活水準を上げていくということが一番それは合理的だし、また同時に、達成可能なことだと私は思っておりますが、しかし、やはり沖繩の本質的な問題として、やはり農産物、あるいは第一次産業、水産を含めて、もう少し配慮をしたほうがいい。私これはときどき参つて、前からの体験もございまして、先般もほんとうのかけ足で離島等を見てきた印象なんでありまして、私はやはり、第三次産業に非常に片寄つた現在の沖繩、これもまた、収入増加には非常にたやすい方法だと思ひますが、もう一回ここで、第一次産業とし

ての困難な道も同時にまじめに取り組んだらいい。また同時に、農産物の場合には、私しろうとでございすが、現地の諸君と話し合つて特に強調したことは、まず水を確保してみようじゃないか。あれだけの雨量があるところだし、サンゴ礁であるからもう水がざあつと流れちゃうし、イリゲーションもひどいし、そこにパイプをつくと、とても内地では見られぬほどの田畑の崩壊を示しておる。こうしたような問題をただほつておいて一次産業を大いにやろうじゃないかといつても、これは変な話になる。むしろ、パイプや何かつくればつくるほど、あるいはサトウキビの粗放な耕作をただやらせておけばやらせておくほど、ますます私は離島の諸君の生活は苦しくなる一方じゃないか。こちら辺でひとつ基本的なまず水をためること、それと同時に、ウリミバエのような害虫を徹底的に駆除しちゃうこと、そうすれば私は、沖縄のような、あの非常にあつたかくて、湿度もあつて、しかも水があるならば、十分に新しい野菜だとか蔬菜類は、これは真夏の水ということが十分解決されなければ当然いけません。非常に大きな私は生産力につながっているんじゃないかと思ふんです。がしかし、いまのような害虫の、ウリミバエや何かのあつた害虫のひどい状態だと、とてもものをつくつても、それを沖縄の内部でさへ動かすことがこれからだんだんむずかしくなるんじゃないでしょうか。ましてこれを本土に運んでくるなどということは不可能なものでありますから、こうした害虫や何かをひとつ早く征伐をする努力、これが私はその沖縄における第一次産業の復興の一つの柱になると、ぜひそうしたことを、県の方々にもお願いをしたが、同時にわれわれの出先である総合事務所にも、特に農産物の水の問題と害虫の問題の征伐と解決のために長期の計画を立てて、そうして県と協力してそういう夢をひとつつくり出さないう話をお願いしておるわけです。これは少し、あんまり夢物語みたいだと思ひになるかもしれませんが、しかし私は、そのような努力が同時になされて、はじめて沖縄

のほんとうの戦後の復興があるんじゃないかというふうにも考えるものでございます。なお、この点については、稲嶺委員が実際に自分で試験場を持ってやつていらつしやるわけでございすが、いろいろと御批判をいただいて、さらに間違いがあれば直してまいりたいと考えております。

○稲嶺一郎君 ただいま第一次産業について、大臣は非常にポイントを突いて、非常にまたきこまかいお話をされたので、何回か行かれたときに、よくそういうところの本質を突かれたということ、まあ私は沖縄出身の一人としてたいへん喜んでおる次第でございすが、ただ、二、三点申し上げますと、たとえばサトウキビのこととございしますが、一反歩当たりの生産量が減つていく、あるいはまた、パイナップルもやつぱりそういうふうな状況下にある。これは何かといひますと、私はまあ県にしても、あるいは農民にしても、農業に対する取り組み方が必ずしもどうも十分じゃないのじゃないかというふうな考へております。

と申しますのは、本土よりも沖縄のほうが気候的に亜熱帯でございしますので、土地の酸性化が非常に早くなる。ところが、もう沖縄はいま糖業一辺倒でございまして、そのために土地が非常に酸性化をしておる。そのために砂糖キビの生産額が、収穫が減つておると、これは地力が非常に弱つておるといふことになつておるのでございします。

それから沖縄の第一次産業を大臣が言われるように、これを盛んにするために、まず地力の増進という問題を考えなければ、おそらく私はまあ紙の上に描いたのもちみないなかつたことになるんじゃないか。この点について私、農林省のほうがどういうふうにお考えになつておるか。何か把握しておられますか。お伺ひしたいと存じます。

○委員長(金井元彦君) 農林省来ていますか。

○稲嶺一郎君 それなら振興局長。

○政府委員(瀧美謙二君) 確かに沖縄の場合に土地が悪いということは非常に問題のようでございます。それを解決する方法といたしましては、まあ一つは、やはり農業基盤整備ということであ

がい排水等のことをやる。それからもう一つは、やはり砂糖キビ一辺倒ということではなくて、畜産とあわせて砂糖キビ栽培あるいはその他の作物との輪作を考える、こういうような方向が考えられるのじゃないか。まあ現在どういう方法が一番適当であるのか、また場所によつてどういうやり方をしなきゃならぬのか、まあこういうことをいろいろ検討をし、また関係方面にもいろいろ検討をお願いしていると、こういう状況でございします。

○稲嶺一郎君 まあ専門家の話によりまして、有機質の肥料が足りないということとございします。ぜひこの第一次産業というものを盛んにするために、まあ水の問題やその他を含めた基本的な問題に真剣に取り組む、私はその取組み方がいままの関係者の中においては足りないんじゃないかといふことを痛感するのでございします。と申しますのは、実は先ほど大臣のほうから水の問題が出ましたが、沖縄のほうにはアメリカ統治の時代に米をつくるというふうなすいぶんダムをたくさんつくつたのでございします。ところが、まあ私あつちこつち回つてみたんですが、その水は一滴も農業用に使われていない。これじゃせっかくの水をむだにしているんじゃないか。自分は、いまの野菜類の問題でございしますが、なかなか沖縄の夏野菜はうまくいかない。ところがハワイに行きますと、ハワイは地下水でもって、雨は降らないんですが、潤沢に水があると、この地下水をふんだんに使つて夏野菜を完全に供給をしている。水さえあれば夏野菜は十分にいくんだからといふことで、この点について私は屋良知事に対して、水の利用について十分に考えてもらいたいという意見を強く申し述べたのでございしますが、どうもそういったような点でだいたいおわれわれの期待とは、まあ私実際、農業においては専門家門だと思つてますが、感じてゐるわけでございします。どうか開発庁におかれても、農林省とよく御協力のうで、第一次産業が十分に発達するように御尽力をお願いしたいと思ひます。

それから水産の問題でございしますが、まあ私、

水産沖縄において一番問題は、海は広いんですが、その利用が足りない。これには魚礁を設置したらいいんじゃないかという考え方がございします。私もこれも賛成でございまして、これについて非常に研究をいたしているわけでございすが、魚礁につきましては、本土の場合においては過去二十数年の間に十分に、まあ十分にまでいかなくても、相当程度の魚礁の設置の目標は達成された。ところが、沖縄の場合は、アメリカ占領当時はほとんどそういうものはなかった。だから、日本復帰と同時にこの水産の魚礁の問題が私は発生しているんじゃないかと思つています。ところが、予算書を見てみますと、本土と同様な措置をとつておる。これじゃあ二十数年間のプランクを埋めるようなそういう措置は何らとられてなかつた。だから、その点につきまして、まあ農林省の水産庁においても、また開発庁におきましても御研究の上、この魚礁がもっと多く沖縄のほうにおいて設置されるように、ひとつ十分の配慮をお願いしたいと存じます。

○説明員(平井義徳君) ただいまの先生の御趣旨、全くそのとおりだと思います。で、われわれといたしましては、魚礁の設置が非常に魚場の有効な利用に對しまして効果があるといふふうに考へておりまして、従来からもやつておるところでございしますけれども、たとえば沖縄の四十八年度から開始されております農林漁業構造改善緊急事業といふことにおきましては、築いそとかあるいは並み型魚礁の設置といふことを行なつておりまして、さらに公共事業といたしましてこれも四十七年から一カ所、さらに四十八年から二カ所、四十八年は約三千万の国費をもちまして実施に入つておると聞いております。それからさらに、四十九年につきましても同様な規模で推進をいたしたいと考えておりますが、先生の御指摘のように、さらに今後とも魚礁の設置につきましては、全力をいたしたいと思ひますが、ただことしの、四十九年度の予算につきましては、若干手違いがございまして、要求がおくれまして間に合なかつた点

もありまして、たいへん申しわけないと存じておりますが、来年からは努力をいたしたいと思っております。

○稲嶺一郎君 いまの魚礁の問題に関連いたしまして、これは海洋博との関連もあるわけですが、本部新港をつくるときに、まあサンゴ礁をぶちこわさなくちゃならぬ、そのためにはどうしてもかわりの措置を考えてもらいたいという提案があつて、まあ私の記憶するところでは、それは考えてやろうということにはなつていたわけでございますが、どうもその後あまり進展してないよう、私は国がある目的のためにそういう施設をやると、その場合においては、当然国がこれにかかわるべきものをやつたりやるべきじゃないかというふうに考えているのでございますが、その点について、私は大臣に責任のある御答弁をひとつお願いいたしたいと思つております。

○政府委員(瀧澤謙二君) まあただいままでの魚礁設置の箇所といたしまして、四十六年に名護市の沖、あるいは四十八年度予算におきましては伊江沖といったような箇所も予定されておるわけでございますが、先生御指摘の、おそらく渡久地新港その他の新設に伴う漁礁を新たに設置するという御要望のお話だと思いますが、本件につきましては、四十九年度予算の要求時期にも若干タイムリングがずれたと、こういったような事情もあつたようでございます、五十年以降の予算の際に十分検討させていただきたいというふうに考えております。

○稲嶺一郎君 こういった問題で、政府も県庁のほうも約束をしておることにしましては、ぜひ漁民を失望させないような特段の御配慮をお願いいたしたいと存じます。

だいたい時間がたつたんですが、もう一つの問題は、実は今後の日本のたん白資源の問題でございますが、先般、東海大学武田教授と懇談をいたしたところ、日本のおそらく将来においては、たん白資源というのは不足をしていくと、特にいま海洋法の問題からいまして、国際的に日本が不

利益な状態に追い込まれる。その場合に、日本の漁獲高というのは非常にだんだん少なくなるんじゃないか、それから考えると、将来どうしても養殖の線に進んでいかなくちゃならない。ところが、日本の場合は温帯型の養殖の研究は進んでいゝる。また、漁獲のほうについては、もういままで日本が一番最先端をいつておるかと思つていたところが、もうロシアのほうはるかに日本よりは進んでゐる。しかし、現在世界的に見て日本が一番進んでゐるのは養殖のほうだと、だから養殖に よるところのたん白資源というものをたくさん補給するような体制をつくり上げなきゃならぬと、こういうことを言われたわけですが、そのときにさらに武田教授が言われるのは、今日まで日本の場合は温帯の養殖については研究をしたと、ところが熱帯の養殖については全然研究はされておらぬ。しかし、今後多くを期待できるのは日本の南の、南方のあの広大な資源である。だから熱帯の養殖に対する研究をするということが、今後の日本のたん白資源の供給と大きく関係を持つてくると、その点で、ひとつ熱帯の養殖についても十分に計画的に研究すべきじゃないかという非常に示唆の富んだ話をされたのでございますが、私はその点につきまして、沖縄との関連において申し上げたいのでございますが、この際、熱帯の魚について養殖を研究するという意味におきまして沖縄を利用したらどうか。まあ西表やら石垣方面の温度は台湾の台中以南と大体似ております。だから、熱帯性の養殖漁業の研究をやるには八重山群島地域が最適ではないかと思われまゝ。いま、八重山のほうには熱帯農業の研究所がございます。私はこれに對して、政府が打った最もすばらしい手の一つだと思つておりますが、さらにこれに水産がくつづくことによつて、私は二つの目があるんじゃないかと、それから、この次の研究題目として、沖縄に国立の水産試験場をひとつ設置するように、大臣の格段の御尽力を要望する次第でございます。

時間ありませんから、一括してひとつ御答弁願ひたいと思つておりますが、要望と両方一緒になつてしまふんですが、私は沖縄の産業は第一次、第二次、第三次産業の調和のとれた姿において推進していくことが一番好ましいものだと思つております。ところが現在、どうも十分に県民の中においてもこれに對する何か理解がないように思われまゝ。だから政府におかれましても、県庁のほうと十分に話し合ひ、また、この面についての相対りつぱな意見を持つてゐる諸君も沖縄にはおります。こういう人たちの意見もよく聞くようにしまして、ぜひ振興計画の一兆円計画、十一年による一兆円計画の目標が達成できるように、ひとつ格段の御尽力をお願いいたします。大臣からこの国立水産試験場の問題について、御意見を承れば幸ひだと思ひます。

○國務大臣(小坂徳三郎君) 一兆円のいわゆる振興開発計画は、私は稲嶺委員の仰せられたとおり、一、二、三、それぞれの産業部門の調和ある発展の中で達成さるべきだと思ひますし、また同時に、そうしたことを達成できるように形をとるために、県ともよく話し合ひをして、短期、中期の計画の中でそうしたことが満たされる方向を大いに指導してまいりたいというふうに考えます。

それから、ただいまの熱帯の養殖を中心とする水産試験場でございますが、これもやはり同じように長期計画の一環として入つておるわけでございます、きょうまたそうした御指摘がございまして、私としましては非常に興味のあるプロジェクトだと考えます。特に八重山一帯、石垣、こうしたところは亜熱帯というよりも、むしろ熱帯研究にいろいろな意味で適合しているわけで、いまお話しございました農業研究所なども非常に興味のあるところでございますし、あれと同じような形で水産の研究も、また、熱帯医学そのものについても、あの辺で一つの研究をする何かプロジェクトを考えたといふ私は思つておりました、今後の五十年の予算編成のときに、そうした方向が織り込めるような努力を今後開発庁としてはしてまいりたいというふうに思つております。

○稲嶺一郎君 次に、今度の小嶽の爆発事故の問題につきまして御質問をいたしたいと存じます。

実は私は、自民党の小嶽の爆発事件の調査の一員といたしまして、三月の八日から二日間におたりまして、現場はもちろん、また被災者、それから被災地、それから県庁、市役所、それから自衛隊、関係のところを訪問いたしまして、いろいろと話し合つてきたのでございますが、私が今度非常にびっくりいたしましたのは、実は自動車がいぶん破壊されたのでございますが、これは修理中の車がやられた。それは現場から約六十メートルぐらい離れてゐるのでございますけれども、しかもその修理工場というものは、三階建ての建物のうしろにある。シートパイルが六個ぐらいです、あれは何か三百キロぐらいあるということですが、これが五、六十メートル吹っ飛んで、しかも三階建ての上を飛び越えて、その修理工場に對して被害を与へてゐる。この点から見ますと、まさしくその持つてゐる威力というものがわれわれの想像を絶するものがある。隣りのほうには、そのときに、幼稚園でございまして、そこでは約二百名の幼稚園児とそれから父母が何か会合を持つていたそうですが、もしもまともにそれでもぶつかったならば、おそらくたいへんな大惨事が私は沖縄を襲つたんじゃないかというふうに考えるのでございます。

それで私は、こういうことは二度と起こしてほしくないというの、政府はもちろん、沖縄県民はもちろんですが、日本全国一億同胞のひとしく念願してゐるところではないかと思つております。

それで、まあ私いまでも政府のいろんな考え方もお聞きをしたのでございますが、特に私が申し上げたいのは、時間ありませんから、ごく要点を申し上げるのでございますが、私が被害者と会つたときに、被災者のグループが非常に不満をぶちまけて、それはどうも、この問題起きて私が行ったのは約一週間、まあ八日目ですが、市のほうも、県のほうも、それから軍のほうも、それは調べに

は来るんだが、なかなか具体的な措置は一つもとつてくれない。また、半壊の建物なんかもありまして、それがそのままになっていると、もう住む所もないという、そんな状態でございまして、非常に悲惨な状態でありまして、そして彼らが言っていることは、第一点は、国が被災者住民に對し完全なる補償をしていただきたいということ。第二点は、当面の措置として、家屋の損壊者に対しその修復に必要な資金を無利息、無担保で融資してもらいたいということ。第三点は、完全な補償が実施されるまでの間、市や県において立てかえ補償していただきたい。第四点は、二度とこのような事故が起らないよう、爆発物の発掘処理を早急に実施してもらいたい。この四点に對して強い要望がございました。

それで先ほど大臣のお話がありましたように、これも法的にだけ考えないで、現実日本がアメリカと沖縄の土地において戦争をやったところ、このあたりの始末というものがまだでき上がっていない。そのためにこれだけの損害を受けている。だから私は、そういう点から考えまして、国が十分な責任感をもってこの問題の措置に当たるべきじゃないかというふうに考えておりますが、この点についての政府のお考えをひとつ承りたいと思います。

○國務大臣(小坂徳三郎君) お答え申し上げます。

この今度の事故でたいへんな多くの方々がほんとうに危い目をみられたということは、先ほども繰り返して申し上げておりますが、まことに残念なことであるし、われわれのいままでとてまいりました沖縄に對する政策の一番肝心なところが、はたなくも何にもしてなかったということがあらわれたような気がいたしました。そうした意味からも、この不発弾処理ということには全力を傾けてまいりたいことを政府としては決意をいたしております。

それで、先ほど鈴木委員からも御発言がございましたが、こうしたことによる被害者の不満と

いうことも、なかなかすぐいろいろと手が打てない。これは国家で賠償すべきであるとかないとかというふうなことで、ただ時間をいたすにたつておつては、非常にわれわれとしても心苦しいので、現在開発庁中心に持つております政府の内部的な協議会でより検討してもらつておりますが、私らといたしましては、一応の損害額のはつきりとした査定額を五月の末までにつくるということを現在目標に努力をいたしております。それがきまりまして、もちろんこれには市当局、県当局からもいろいろと御案をいただきたいし、同時にまた、われわれのほう自体としても調査を進めておりますので、この五月末を目標に調査を完了いたしまして、それから直ちにそれをどのような形で補償していくかということを進めてまいりたいと考えております。

それから、家屋の修理等についての無利子、無担保の融資につきましてでございますが、現在時点では、まだこうしたことが沖縄の開発公庫の権能といたしまして、やはり金利を四・七％というふうなことで、無担保、無利子ということがまだきまつておりません。しかし、これも今度の事故に關連して可能かどうか、いまわれわれのやつております協議会の内部でも十分各省との連絡をとつて、さらに詰めてみたいというふうに思っています。また、この貸付け金額の制限等もございすのでありますが、まあこうしたことがどこまで現行法を改正することができるとか、あわせて検討をしてみたい。いずれにいたしましても、五月末までの目標でこうした一連の仕事を完了していきたいという意気込みでございす。

それから、市や県で立てかえの補償をしろうというところでございますが、これらにつきましては、現時点で討議の対象になっておるかどうか、一応稲嶺委員の御主張でございすので、検討してみることになしたいと思います。

なお最後にもう一度重ねて、二度とこうした事故が起らないようにしなければならぬということとは十分心に定めて、今回の事故処理を、そうした意味で、さらに県民が安心してもらえるような沖縄をつくることにつなげてまいりたいというふうに考えております。

た意味で、さらに県民が安心してもらえるような沖縄をつくることにつなげてまいりたいというふうに考えております。

○稲嶺一郎君 実は、きのう被災者の代表の鬼本君から私どもに連絡がありまして、損害額を至急調査して出してもらいたいという御要望が県からあつたということでございす。この点につきましては、まあただいま大臣がおっしゃつておられることの裏付けが、実際において沖縄においてやられていくということでございます。まあ私この点について、開発庁のほうがかういったすぐできる問題はやつておられるということとはわかりませんが、しかし、何にしてもこれが長くかかるということとは私はよくないと思つております。だからできるだけ、まあ五月末だとかということ言わないで、四月一ぱいぐらいには適確なる対策が立てられるように、ひとつ取り計らつていただきたいというふうに要望いたします。

それから、第四点の爆発物の発掘処理の問題でございす。これについては、私この沖縄全島というところになりますとなかなか人も足りないし、なかなかすぐには、一せいにやるということとはむずかしい。まあ私の感じといたしましては、陸軍の司令部があつたのが首里と、それから海軍の司令部があつたのが小嶽である。この二カ所が一番私は危険地帯ではないか。そういう意味におきまして、実は今日まで全琉各地から不発弾が発見されたわけですが、これについては、あんまり人身の被害というものはさほどなかった。ところが今度のはまあ特別なんです。だから私はこういう問題が起きることが一番心配でございす。それで、この首里と小嶽については、特別に私は小委員会なりつくつて、そこにおいて対処策をおとりになるということが大事じゃないか。なかなか一ぱんにということになると、政府の仕事あまり早いほうじゃないからおくれるような形になって、これに對する住民の不満というものが非常に大きくなるんじゃないかと思つております。だから、まず最初に、完全に小嶽のほうとそれから首里の

ほうを中心として進める、それから順次もつとかのほうに移つていくという形がいいんじゃないかといふに考えられます。

それから、この賠償の問題でございす。現行法ではなかなか国家賠償法の適用ができないという考え方もありますが、私といたしましては、これは実際の面から判断をして、国がそれだけの補償をすべきだという考え方がございすので、政府においても十分に御検討を願うとともに、私どものほうも、これは議員立法としてもどうかというふうな考えております。だから、この点につきましては関係者のほうが十分に話し合つて、そして現在被害を受けた諸君、さらに将来に對する対策を推し進めるということが大事じゃないかというふうに考えております。

最後に私申し上げたいのは、私は今度の事故を見まして、これはどうしてもこの処理というものは自衛隊にお願いしなきゃならない。とにかく命がけの仕事ですから、なかなかシビリアンが行つてどうこうすることはできない。だから私は、これがためには自衛隊の諸君が喜んでこの仕事に当たるような雰囲気をつくつてやらなければならない。この点において私はどうもいまの沖縄の現状が、そういう点においてはなかなか十分じゃないように思ふわけなんです。私は事故が起きない前に処理をすべし、しかも早急にやると、早急にやるためにはやっぱり命がけでやる人たちが喜んで仕事に当たる、この雰囲気のない限り、私はこういうふうな仕事の万全を期するということとはできないというふうに感じているのでございす。そういう意味におきまして、開発庁のほうにおかれても、また沖縄の県庁、あるいは私は沖縄の那覇市、あるいは関係の市町村、県民においても、この点においては私は特別に、事イデオロギーの問題じゃない、人間の生命の問題だ。そのゆえからして、私はみんなが一緒になつてこの問題の十分なる解決をはかるというふうにいふべきだといふふうに考えております。この点についての大臣の御所見をお伺いいたしまして、私の質問を終わ

ることにいたします。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 三点ございまして、第一点の首里及び小嶽の旧陸軍及び海軍の根拠地と申しますか、そこを重点的にまず調査をするという御提案、まことに具体的でありがたいことだと思ひます。直ちにこれを現地に連絡いたしまして、そのような方向での調査の成果を期したいと考えます。

第二点は、先ほど私から御答弁申し上げたことについて、重ねての強い御要望でございますが、今度の事故による補償の問題でございます。私らといたしましては、こうした国家賠償法というようなものを適用するかどうか、ただいたすに時間を重ねておつてもこれはいけないのでございまして、ともかくそうしたことはある距離をもつて、われわれ自体の調査を五月末に完了する。しかも、それを四月中にやれという御激励でございます。できるだけ早くやるといふことを心がけて調査の完了につとめたいと考えます。

それから第三点の自衛隊の問題でございますが、これはあの事故が起つてすぐ防衛庁長官とお話をいたしました。また、屋良知事さんにもお目にかかったときにお願いをいたしましたがおっしゃるとおり、この爆弾処理というように重要なことでは、発見までは市民、県民の御協力が必要であつて、発見されてからあとの処理は、あつて自衛隊にお願いしなかならない。それは同時に、非常に生命を危険にさらしての活動であることは、これはもう当然のことでございますが、こうした場合に、県民の各位が自衛隊に対する一つのアレルギーを起こさないように、ひとつぜひ自分らの生命と一緒に守るんだという形で御理解をいただいて御協力をいただきたいといふことを、私も強く希望しております。

また、本日お登に屋良知事が私に会いに来られますので、さつそこの問題ももう一度、私から屋良知事に、自衛隊との関連をスムーズにいよいよ、そしてまた、これが県民の生命を守る大きな運動であるといふことの御理解を重ねていただ

くように、私からも申し上げておきたいと考えております。

○委員長(金井元彦君) 午前中の質疑はこの程度にとどめまして、休憩をいたします。

午前十一時三十七分休憩

午後一時五十分開会

○委員長(金井元彦君) ただいまから委員会を再開いたします。

午前中に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言願ひます。

○藤原房雄君 本日は、沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案、この法律の審議ということでございますが、この内容については、過日御説明もございましたように、「流域下水道の設置または改築に要する費用に係る国の補助の割合」を引き上げるといふことでございます。このこと自体には大きな問題があるわけじゃございせんが、少しく下水道のことについて、特に沖縄の下水道整備対策についてお伺いをしたいのであります。

これにつきまして、本土におきましても下水道事業というものは思うにまかせない現状といふのはよく御存じだと思います。しかし、この流域下水道の問題につきましては、これは公害問題等も考え合わせますと、早急に整備しなければならぬ重大な問題でございますし、特に沖縄におきましては非常に困つておることから勘案しまして、国として相当な措置をするのは当然のことだと思ふのであります。最初にお伺ひしたいのは、この沖縄の下水道整備の実態といふ現状、ひとつ御説明いただきたいと思います。

これは建設省だけか来ておられますか。

○説明員(久保勉君) 沖縄における下水道事業は、那覇市のほか九市町村で公共下水道事業を実施中でございまして、それらの公共下水道事業と別に、沖縄本島の中心部を含みます中部地域に中部流域下水道事業を実施をいたしております。こ

れらによる下水道の普及率は、昭和四十七年度末の数字でございますが、総人口に對しまして一九％の普及の状況でございます。中部の流域下水道は、昭和四十三年から実施をされておるわけでございます。二つの処理場がすでに供用を開始しております。二つの処理場の処理能力は約三十二万人というものが稼働しておる状況でございます。

なお、沖縄の普及率は、先ほど一九％ということと申し上げましたが、日本全部の普及率は一八・五％——同じ時期の比較をいたしますと一八・五％でございます。若干全国の平均よりも高い数字を示している、そういう普及率でございます。

○藤原房雄君 まあ数字だけ見ますとね、いまの御説明のように、パーセントは若干ということですが、実態はこれは米軍の施設したものが大半でありまして、特にこの単独公共下水道の名義市や本部、これにおいてはほとんどゼロというふうな状況でありまして、実態は、非常にまあそんな数%上回っているなという樂觀視するような状況ではないことは、もう建設省も十分に御存じだと思います。なればこそ、このたびの法案の一部改正によつて、国庫補助をしようといふことだと思ふのです。そういうことから、そして沖縄のあのきれいな海をよごしてはならないといふことからいまして、これは当然このたびの法改正はなすべきであらうかと思ひます。

ここで、まあ国庫補助を引き上げるといふこともさることながら、今後のこの下水道計画につきましまして、これは国としまして五カ年計画で推進しておりますけれども、時代の変遷とともに、非常にまあいろんな隘路があるやうであります。こういうことを考え合わせまして、この沖縄につきましても、非常にこの普及率の高いところとゼロに近いところとあるわけですが、今後このことについての格差は正といひますが、今後の推進のあり方、どういふふうに考えていらっしゃるか、この点、建設省お考えがございましたらひ

とお聞かせいただきたいと思います。

○説明員(久保勉君) 沖縄の下水道整備につきましては、現行の第三次下水道整備五カ年計画の中で、三次五カ年計画は沖縄を含めまして全部で二兆六千億の下水道整備を進めておるわけでございますが、その中で沖縄分をいたしましては百三十四億を見込まれております。もつとも沖縄が復帰をいたしました時点は、下水道整備が進行中のところに入りましたので、この沖縄の分をいたしましては四カ年分でございますが、いずれにしても百三十四億を見込んで、少なくとも本土よりも高い普及率を昭和五十年末に達成をしたいといふことで、現在実施中でございます。なお、この五カ年計画につきましては、全国的なレベルがかなり低いといふことから、いろいろ環境対策、あるいは公害対策を進めていく上から十分であるといふことが指摘をされてきておりますので、五カ年計画の今後につきましては、十分会計その他を含めて検討を実施をしております。

○藤原房雄君 まあこれは物価の高騰から百三十四億といふ、五十年末までには本土よりも高い普及率にしたいといふことですが、実際予定をはるかに下回るやうな、本土と比較していかと悪いとかという論議が多少どうかといふ考えもあるんですけれども、とにかくこの下水道整備にはたいへんなお金がかかることでありまして、先ほど申し上げましたように、この処理人口もゼロといふやうな、こういう大きな格差もあることとありますので、まあ強力に進めていただきたいと思ふんですが、ここで下水道整備事業を推進するに当たりまして、国庫補助率を引き上げるといふことと、次に問題になることは、国庫補助の対象となる施設の範囲を明確にするといふ、これはまあいつももう議論になることですが、それと数市町村にわたる一部事務組合ですね、また都道府県による公益処理を推進するといふこと、それから、長期計画を立てるといふことがいつも問題になるわけですが、こういうことについて

て、この沖縄県下の下水道整備事業について、この点についてはどのように検討なさっているのか、まあ検討しているかという点については、これはただ単に建設省だけのことでなくて、自治省とのいろいろな兼ね合いもあるかと思ひます。また、総合開発という観点からいたしまして、最終的にはやっぱり沖縄の全責任を持っていってやる総務長官にお聞きしなければならぬと思ひますけれども、この点についてお伺ひしたいと思います。

○政府委員(渡美謙二君) お尋ねの補助対象でございますが、沖縄県につきましては一〇〇%を補助対象としていただくという特例を開かれております。

それから、まあおっしゃる通りに、中部地帯の人口の稠密地域、まあここについて流域下水道その他の公共下水道が集中的に行なわれておりますが、海洋博開催というふうなこともございまして、現在その本部とか名護市とかいふものは、関連事業といたしましてすでに着手しているという状況でございます。いまお示しのように、沖縄県に下水道を拡充強化していくということは非常に大切なことであるというふうに考えておりますので、今後とも下水道の整備普及という点につとめてまいりたいと考えております。

○藤原房雄君 今日この異常な経済変動の中にあります、なかなかお金のかかる事業ですから、たいへんな問題があらうかと思ひますけれども、やっぱり長期計画を立てて、いまお話しのように、ひとつ積極的にやっていたらきません、いままでは米軍の施設したものがあつてある程度の数値になつておるわけですが、やはり本土復帰になりまして、こういう事業が多く進み、環境をほんとうに守ることができたという、やはりこういう一つの誠意といひますか、そういう実績をはつきり残すこともこれ大事なことだと思ひます。

次に、洪水対策といひますが、現在も異常な洪水調整の中にあるということが報道されておるわけ

けであります、非常に水不足のために日常生活にも大きな支障を来し、火災発生時等についての消防活動、こういうことにもいろいろ苦慮しておるということも聞いておるわけでございます。特に、ことしの夏に對しての見通し、こういうことから考えますと、この短期間に起きたことではなくて、洪水対策というのは、やっぱり長期的に沖縄のことについては考えなければならぬのじやないか。こういうことから洪水化を推進するとか、こういうことについて開発庁としても何か御検討なさつていらっしゃるのじやないかと私は思ひますけれども、そういう検討した面について、ございしたら、洪水対策についてお伺ひしたいと思います。

○政府委員(渡美謙二君) お示しのように、沖縄県は非常に雨はたくさん降るんですけれども、水がたまるなという特殊事情から、常に洪水というところに悩まされておるわけでございます。本年度におきましても、この夏以来異常な洪水というところで、日常の生活用水に事欠いていふという事態があるわけでございます。この解決といたしまして、私も現在鋭意努力いたしておりますのは、北部地帯に、これは山岳地帯でありまして、わりに水をためることができるといふところで、北部に多目的ダム群、福地ダムとか新川ダム、安波ダムといったようなダムをつくりまして、そこから中南部のほうへ水を引いてきて給水すると、こういう計画を立てておりました、福地ダムは本年の三月に完成する。次の新川ダム以下は次々と手をつけていく、こういう計画でございます。

送水事業につきましては、四十七年度から五十一年度に完成するといふ五カ年計画で整備中でございまして、最近のそういったような状況にかんがみまして、この区画整理を急ぐ必要がある。そこで来年の夏の水の需要期までは、福地ダムにたまりました水を一日に約十二万トンぐらゐ中南部に送れるようにしたいといふところで、四十九年度におきましては、予算も対前年比の五

四%というものに相当いたします百三十五億円という予算を獲得いたしました、来年の夏までにはその水が中南部にいくようにしたいといふことで、現在事業実施中でございます。

○藤原房雄君 来年までには目標がつくというお話のようでありまして、この福地ダムの完成とともに、送水パイプのことがいろいろ議論になつておるんですけれども、そのおくれが今日の水不足を招いている原因といふか、問題だといふふうなこともいわれておるわけですが、この送水パイプの購入とか施設とかいふ、こういう問題について現在の見通しはどうなつておるのかといふことと、それから米軍への給水制限ですね、これは非常にゆゑいんじやないかといふこと、意見もあるんですけれども、いずれにしても、これが完成して、福地ダムを中心とします多目的ダムが完成して、こういう心配がなくなることは、これは当然一日も早く望むのは当然のことですけれども、現状としてこういう洪水状態が続いていふことについて、私どもはいろいろ聞いておりました、心配しておるんですけれども、これ水制限について現状どうなつておるか、ゆるやかではないのかどうか、こういう点ひとつお伺ひしたいと思います。

○政府委員(渡美謙二君) まず第一の送水管の問題でございますけれども、これは県の企業局がやつておるわけでございますが、事が非常に沖縄の復興開発の基幹になるようなことでございまして、福地ダムから石川浄水場に至るまでは国が一〇〇%の補助をする、それから先も四分の三の高い補助率を適用するといふようなことで、肩入れしているわけでございます。事業の進行状況は、やや着手がおくれたことは事実でございますが、これは復興その他のいろいろな問題がございまして、やむを得ない事情もあつたかと思ひます。しかし、これは急ぐべき事業であるといふことでございまして、先ほど申し上げましたように、百

三十五億という予算を四十九年度に獲得いたしました、まあいまのところ五十年の夏までにはその送水管を通じて中南部に水がくるという見通しを持っております。

第二の米軍に対する供給の問題でございますが、これは、私も直接タッチしてございまして、これは、私も直接タッチしてございまして、本年の一月二十八日に現地に洪水連絡協議会というのを、市町村、それから私どもの出先の総合事務局といったようなところが集まりまして、そういう機構をつくりまして、そこで用水の合理的活用を検討しているわけでございますが、その一環として、その問題も取り上げられていふことについてお伺ひします。

○藤原房雄君 この小様のことにつきましては、午前中いろいろ質疑があつたやうでございます。重複を避けたいと思ひますけれども、ただ一点だけ、精力的に政府も取り組んでおるといふいろいろ説明がございました。しかし、これは日本軍の施設したものだといふことや、それからまた危険性といふものは前から言われておつたこと、そういういろいろな沖縄におきます特殊事情といひますか、こういうことを考えますと、現在の法体系の中でどういふ措置をとるかといふことは、いろいろ御検討なさつていらっしゃるのだと思ひますけれども、現在の法体系の中で被害者に対する対策が十分でない場合には、やっぱり特別立法が何か考えないと、今後同じようなことが起きないことをわれわれは願うわけでありまして、しかし、相当な危険な状態にあることもまた事実であります。特に沖縄のことにつきましては、そのぐらい、特別立法といふようなことも考えのつに置いて検討しなければならぬのじやないかといふことを痛切に感ずるのですけれども、この考え方については、総務長官どうでしようか。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 不発弾の処理につきましては、午前中からも諸委員にお答え申し上げておるとおり、われわれはいたしましてはこれが非常に重要な沖縄に対する政府の施策として位置づけておりました、こうしたことにはやはり今日ま

いうことを基本的にこうした面からも取り戻したいという気持ちで、今後処理に当たってまいりたいと思っております。

○藤原房雄君 まあ法案のことからちよつと離れるのですけれども、沖縄全体の振興開発、これもこの非常な物価上昇の中にあつて、当初の振興開発計画というものは相当に見直しをされなければならぬ段階に来ているのじゃないか。それは数字をあけて一々申し上げませんけれども、特に海洋博が眼前にありまして、そのためにいまいろいろ事業が行なわれている。私も心が配するのは、この海洋博がぜひ成功していただきたいということ、この海洋博の終わったあとに一体何が来るのかという、こういうことについて、ポスト海洋博といいますが、このことについてわれわれはまず最初に心配しているわけですが、開発庁としましていろいろな御検討をなさつておると思ふのですけれども、この件についての見解というものをちよつとお伺いしたいと思ふのです。

○國務大臣(小坂徳三郎君) 海洋博のあと地の問題でありまして、海洋博そのものが、ただお祭り騒ぎをやるといふ意味ではもちろんないで、むしろ沖縄で海洋博をやることによつて日本全体の人々の注目を沖縄に集めたいと、そうした関心と興味を持ってもらうということが大きな目的でございますが、同時に、そうした初めての試みに関連して、たとえば道をつくり、港湾を整備し、あるいはまた先ほどの上水道のダムをつくる、さらに全般としての沖縄に対する社会資本の投資を、これをきっかけにしてふやしておるわけであります。私は、このあと地だけの問題というよりも、この海洋博を中心にして投資をいたしました社会資本の投資そのものが、これから大きく生きてくる、また同時に、その社会資本の投資を生かすような方向で沖縄の五十年以降の問題を考えると、う姿勢の中で考えていきたいと思つております。そのような考え方で、あと地利用もその一環として、十分に県の方々の気持ちも中心に利用を、いい計画をつくつて、沖縄の県の人々の生活の向上

や、あるいは平和な生活というものを守る、何かそうしたことの可能な措置をせよといふこと、そういうような方針を現在とつております。

○藤原房雄君 われわれも、海洋博がお祭り騒ぎであつてはならぬ、当然そう考えるわけですが、そのあとのことについても、現在これは十分な検討が必要だ。大臣も積極的に取り組んでいくお考えのようで、ぜひひとつ、沖縄が大きく発展するそれが一つのまた契機であるように願うわけであります。

この沖縄の一次産業、二次産業、三次産業、これの均衡ある発展、これを願わずにおれないわけでありまして、沖縄の所得水準を引き上げるといふことのために、臨海工業を中心にした第二次産業が重点的にこの計画の中に組み入れられているという事は、御存じのとおりであります。最近、アルミ産業の誘致をはじめといたしまして、地元としましては、開発計画というものは練り直さなきゃならぬという、いろいろな意見があるようでありまして、やはり現在の状態からいまして、労働集約型工業といいますが、こういうものがやっぱり沖縄には必要だろう、こう思うわけですが、労働集約型工業として沖縄にはどういふものが適当であるか、いろんな、地元では造船業界のことなんかも話し合つておることをわれわれ聞いておるわけでありまして、開発庁としまして、今後のこの沖縄のあり方について、新しい沖縄の発展のために労働集約型工業としてどんなものをお考えになつていらっしゃるか、もしお考えがあつたらお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(岡田純夫君) これは、企業そのものの立地動向と申しますか、意欲なり計画そのものの問題もございまして、振興開発計画を立ててました段階で沖縄に立地が予想されるものに、臨海、内陸とございまして、臨海につきましては、アルミあるいはC.T.S.という問題がございまして、これは現在問題になつていふこととございまして、むしろ内陸のほうにいま御指摘のような

ものが考えられるかと思ひますけれども、当然のことながら、沖縄独自の、いいますか、沖縄県を中心とした食料品工業でありますとか、それからあそこでは繊維工業製品と、それからセメント等が出ますこともあり、海洋博との関係で決して十分余裕があるわけではございませんが、長期的に見ました場合に、セメントを念頭に置いた窯業問題といったようなこと、それから願わくは精密機械器具工業といったようなことを期待しておるわけではございません。

それらを期待しながら、当面といたしましては、最近、松下電器、これが用地はだいい前に確保しておりましたけれども、最近はいよいよ着工をするに至つたというふうに聞いております。こゝろ辺を中心にしたしまして、関連企業の立地等を促進しながら、また、工業開発地区の指定ということも考えておりますので、それとタイアップして進めてまいりたいというふうに思つております。

○藤原房雄君 それとともに、沖縄振興開発に農業がどうあるべきかという、漁業のことについては午前中質問があつたと思ひますが、農業、漁業あわせてありますけれども、特に農業につきましては、優良農地を確保するとか、土地基盤を整備するとか、機械化を促進するとか、農業技術の開発、普及をするとかいふことで、沖縄における農業といふものにつきましても多角的な、地元も含めた、いままでのパイプやサトウキビというだけではないで、畜産等、こういうものも地元にならぬ農業のあり方といふものを指向しなければならぬではないか、こういうことをしめしめ思ふわけでありまして、何せ、米軍基地がどつかり居るわけでありまして、計画といふものがなかなかたいへんかと思ふわけですが、現状の中からは沖縄の農業の未来図といふものが、どのようなお考えを持っていられるのか、農業面についてのことをお伺いしたいと思います。

○説明員(結城吉吉君) 沖縄の産業開発の上におきます農業の役割はきわめて大きいということ、私は、私も重々考えておるところでございます。

ただ、御承知のように、長い間施設権が分離しておつたということもございまして、沖縄の農業振興をはかる上におきましては、いろいろの基本的な問題があるわけでございます。

先生がおっしゃられましたようなことでございまして、それらについていふゆる基礎条件づくりといふことをまずもつてしなければならぬといふことで、振興開発計画に基づきまして、その一環として予算を組んで鋭意努力をいたしておるところでございますけれども、将来の問題といたしましては、先生がおっしゃられましたように、特に地力の低下とか、そういうこともございまして、亜熱帯の適産といふことでございまして、サトウキビとかあるいはパイナップルというのが中心になるわけではございませんけれども、その場合におきまして、牧草等との輪作を考へて地力の回復をはかるというふうなことで、畜産との複合経営というふうなことも将来考えていく必要があるというふうに思ふわけでございまして、また、地域によりましては、たばこあるいは野菜、養蚕といふような、そういう項目に向く条件のところもあるわけではございますので、そういう適地適産といふことで、複合経営あるいは作目の多様化といふものを進めていく必要があるというふうに考えておるわけでございまして。

○藤原房雄君 最後に、沖縄に本土の企業が取得した土地がそのまま放置されているのが相当あると思ひます。これは沖縄の社会経済の発展に大きな支障になつておることはよく御存じのとおりであります。こういうことからはじめまして、土地利用計画ですか、こういうものをいま策定して、沖縄の発展といふものについて、これに対処するといふ考え方を持たなければならぬと思ひます。農業のこと、一次産業、二次産業、三次産業等を考えましても、土地利用といふものが非常に大きな隘路といふことが、問題になる、こう思うわけですが、こういう土地利用計画につきましましてはどのようにお考えになつて現在進められていらっしゃるか、この点ちよつとお伺いしたいと思います。

います。

○政府委員(岡田純夫君) 土地利用計画につきましては現在、県に土地利用計画の委員会をつくっておりまして、その委員会ではいろいろ相談しながら、県の土地利用計画を策定中でございます。私どものところにもいろいろ相談がございまして、十分指導を申し上げておるということでございます。

○藤原房雄君 時間がございせんので、沖縄のことについては大体以上で終わりたいと思うんですが、総務長官もたいへんお忙しくて、なかなか当委員会にも御出席いただけないのでございまして、過日所信表明がございました。その中にございました北方領土問題を中心にして二、三お伺いしたいと思ひます。

この所信表明の中にもございましたが、外交上の問題につきましては、これはまた外務大臣がいらしたときにいろいろお聞きすることといたしまして、予算面、北方関係の予算を中心にして二、三お伺いしたいと思ひます。

この所信表明の中にございますが、「外交交渉のささえとなる国民世論の一その高揚をはかるため、啓蒙宣伝に関する諸事業を拡充強化する」、これは非常に大事な問題だと思ひます。この所信表明——具体的にいままでやっております国民へのPR、テレビとか、駅前の看板を立てるとか、こういうことのほかに、何か総務長官としてまた新しいお考えをお持ちなのかどうか、いままでの情性を打ち破って新しいお考えが何かおありなのかどうか、この点ちょっとお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 北方領土問題は、日ソ関係のきわめて基本的な問題であることは、もう御承知のとおりでございます。また同時に、この日ソがアジアの地域においてきわめて平和的な共存関係を持つということ、これは日本にとりまして、ソ連にとりまして、のみならず世界じゅうにとりきわめて私は重要な意義があると思ひます。しかし、そういうような問題を考える

ときに、やはりこの北方領土問題というものが、一つの日ソ関係における国民同士の理解の上にはたいへんな隔たりの問題を提起しているというところも、私たちとしては見のがしてないわけでありまして、私も、いま藤原委員からの御質問でございまして、総理府として特別に何をやるかということについては、やはり現時点において政府の一部局としてやり得ること、これはやはり制限は当然あります。しかし同時に、この北方領土問題そのものについて、モスクワに二度ほど参った体験から申しますと、ソ連側の国民の理解はまことにないということでありまして、やはりこうした面について、ソ連の国民が北方領土問題というものを、何らかの形で、あらゆる機会を通じて、特にこれは外交関係を通じて、もっと大きなPRをする必要があるというふうには私は考えております。

○藤原房雄君 予算面でも、だいたいことは特別力を入れたというほどのことでもないかもしませんが、啓蒙宣伝が倍近くになっていることは事実だと思ひます。御存じのように、当時この地域にいらした方はだんだん老齢化する。そういうことから、相当地元の根室市やそれから北海道はきめこまかにいろいろなことをやられているわけですが、どうも全体的な大きな盛り上がりをつくるというところはむずかしいようでありまして、実際のその地域にいらした方々もだんだん老齢化して、若い人たちに非常に認識が浅い。こういう問題がだんだん出てきているわけでありまして、一方、北方領土にいるソ連の方のほうは、長く島に居てだんだん愛着が出てくるという。日本のほうは逆の立場になるわけですが、啓蒙宣伝にしましても、根室や北海道は、もうマッチから、はがきから、実にきめこまかに対策が講じられて、それがどれだけの効果を生んでいるかというところになります。まあ議論のあるところだと思ひますけれども、やはり国のやることも、大きなテレビ放送とか、またギャラン隊をつくるとか、こういうことも計画の中に毎年入っている

わけですが、やはりもっと多くの人たちにPRのできるようなきめのこまかい啓蒙運動というものも考えてはどうか。

そういうこと、もう一つは、日本の立場というものを海外に正しく認識させるということ、私も去年、おとしです。山中長官のときに、どんだん日本の立場を認識させるような資料を世界各地に送ってPRすることも大事じゃないか、検討したいというお話があったんですが、この海外に対する認識を与えるPRについては、その後具体的にどんなふうに進んでいらしたのか。

それから、これは予算の中で、「現地研修、少年交流等」こうあるんですが、これは予算は倍ぐらになっておるんですが、これはどういうことを具体的にいままでしたのか、ことしましたというところのか、この三点についてちょっとお伺いしたいと思ひます。

○説明員(大屋敷行雄君) 北方領土問題に関するPRは、あくまでもねばり強く根気よくやるという一語に尽きると思ひます。幸い、昨年の十月、総理が訪ソされました。またその前、九月の二十日には衆議院、それから二十五日だと思ひましたが、参議院で全会一致の決議をしようだいたし、まして、国内的には相当意識が高まってきたと私どもは考えております。特にことし、去年から引き続いておるわけですが、本年度におきましては、各地に、北海道を中心にして、次第にこの運動は東北から、あるいは北陸、また中国、そういうところの発展しておりますので、そういう運動に協力していただける諸団体があるわけですが、そういう団体について助成をいたしまして、この問題に関するPRを全国的により一そう強力に推進したいと、こういうような考え方で、北方領土問題対策協会を指導してまいりたいと思ひております。

それから少年交流でございまして、昨年の予算の倍額になっておりますが、これは根室のいわゆる元島民の子供たちを東京にお招きいたしましたし

て、東京の少年と交流、いろいろ北方領土問題について少年の立場からまあ懇談するというような形式で予算を組んでおるわけでございますが、本年度は、幸い、先ほど申し上げましたように、富山県の地域における運動が非常に活発になっておりますので、その富山県の少年もあわせてこの交流懇談に参加させるといふ、具体的にはそういう計画でございまして。

それから海外に対する啓蒙でございまして、これは北方領土問題は日ソ間の問題であるというものが原則でございまして。しかしながら、やはり日本の正当な立場というものを海外の方々にも知っていただくというふうなことも非常に大切だろうと考えてますので、これは協会が主としてやる問題でございまして、いわゆる民間的な立場からいろいろなくふうをして、今年度は特に海外啓蒙にも力を入れた、こういうことでございまして。しかし、その方法につきましては、あくまでもやはり外務省と密接な連絡をとりつつやる必要があると判断しております。

○政府委員(大和田渉君) 海外の諸国の認識をも得たいという考え方は、いま総理府から御説明のあったとおりで、外務省も全く同じ意見でございます。で、具体的には外務省といたしまして、すでに昭和四十五年にはパンフレットを英文でつくりまして、それを全在外公館に配っておりますし、また、毎月発行しておりますインフォメーションブリテン、これを在京の外人記者及び在外公館に配っております。そういうものに横文字で日本の正しい態度を説明するといふような手段をすでに講じております。補足説明でございまして……。

○藤原房雄君 この北方領土というのには「はっぱ」領土と読めないで「きたかた」領土と言った、いろんな最近若い人たちは認識が非常に薄くなりつつある。時代の推移といえはそれまでのことですが、私何れも総務長官にテストするわけじゃないですけども、北方領土といつても、ちよつとこればく然とした話で、何も私この四島に限って言っているわけじゃないですけども、

四島に限って考えても、四島の広さというものはどのくらいあるか、また、その資源の確保におけるメリットといえますが、どのくらいあるのか、私はまあ聞きするつもりもありませんけれども、即答できたかどうかということになりますと、大臣も総務長官になってまた半年そこそこだから十分な認識があったかどうか、非常にこのPR運動というものが今日まで積み重ねられておることは事実ですけれども、よく発想の転換といえますけれども、いままでのやってきたものをやっぱりここで洗い直して、もつときめこまかな運動というものが必要ではないか。時代の推移とともにこれから考え直してみようが必要ではないかということを私は痛感するんです。それだけに、やっぱり現地の事情、そしてまた諸団体の方々とお会いして現状を知ること、大臣就任いたしましたまだ北海道に来てないですけれども、やっぱり北海道へいらつして、現地にきて、現地の方々とよくお話し合つて認識を深めることが最大の国民世論を盛り上げる一つのまた柱になるんじゃないかと、私はこう思うんですけれども、大臣ひとつお忙しい中であらうと思えますけれども、ぜひひとつ早い時期に現地に行くべきだと、そのお考えあるかどうか伺いたい。

○国務大臣(小坂徳三郎君) いわゆる四島の面積は大体千葉県くらいというふうに理解しております。それからもう一つは、私、北海道の現地にまで参つてくるという事は、これは非常に念願しておるところでございますが、御承知のようにいろいろなことでなかなかその時間がなくてまだ果たしてありません。しかし、ぜひ早い機会に参りたいと思ひます。と申しますのは、実は北方領土問題に関連して、根室の漁民の中に、いろいろと北方領土というとは別に、いわゆる魚をとるほうの関連のことでいろいろな動きがあるやに聞いておりますが、そうしたような問題もよく現地でお話を聞いてみる必要があるというふうに思っております。

○藤原房雄君 それからこの所信表明の中に、北方地域元居住者に対する援護について積極的に取り組むというお話もございました。ぜひそうあつていただきたいと思ひます。けれども、これはもう時間もございませんで、私細部にわたつて一々お聞きすることができませんが、大臣の頭の中に、この所信表明お書きになったときに描かれた具体的な積極的な居住者に対する援護措置というものをどのようにお考えになつていらつしてやつか、これをちょっと伺ひたい。

○国務大臣(小坂徳三郎君) やはりもと居住していた方々に対しては、やはり生活の面で一番の基盤をああいう形で失つておられるわけでございますので、何とかして生活基盤を政府としては守つていくというのを基本的に考えているわけでありまして。そうした考え方の中で、四十七年度から皆さまでのお力添えの中で貸し付け限度額を大きく拡大をしていただいております。また同時に、利子補給もやらしていただいております。私は、やっぱりそういうふうなままやっていただいた実績を落とすことなく、今後も続けてまいりたい。そして引き揚げ者と申しますが、もと住んでおられた方々の生計が幾らかでもそれによつて守られるというふうな方向をぜひとつてまいりたいと私は考えておるわけでありまして。

○藤原房雄君 そこで問題になるのは、北方領土問題対策協会の貸し付け金のことですね、積極的にとつてお話しが、最近諸物価の高騰によりまして、業務内容というのはいへん窮迫を告げているといひます。新しい段階にきたといひことが言えると思ひます。貸し付け金のワケが広がったといひこと、また、今後貸し付け金のワケにいたしまして、とにかくこの異常な物価上昇の中にありまして当然もつとこれを増額いたしませんと、十分な対策が講じられない。たとえば住宅改築補修費にしても五十万円以内とか、新築資金にしても二十万円以内とか、土地取得資金が六十万円以内とか、まあ四十七年と今日では大きな差が出てきておりますから、こういう面

について現段階で、これは四十九年度予算の中にも組み込まれておられるわけですから、今回でなければ、来年度でもぜひひとつ御検討いただかなければならぬと思ひます。それと一般管理費ですね、対策協会のこの管理費が非常に最近高騰しておられて、ですから、現在の資金ワケの中での運用というものは非常に窮屈になつてきておられて、私は当然この対策協会の一般管理費と貸し付け業務費とか、こういうものは国庫補助でまかなうようにいたしませんと、旧島民に貸し付け金というものはだんだん逼迫されるようになるのじゃないか、こういうことから、少なくともこれは無理をいたしても、五十年からは貸し付け金のワケをふやすということから、一般管理費が最近非常に多くなつておるということ等考え合わせまして、国庫補助等にしようなふうに変えていかないと十分な対処ができないのじゃないか、このように思ふのです。

それから、いつも四月になりますと言ふことで、すけれども、墓参のことについて、これは当然早くに対策を講じていただかせないと、いつもどたん場になつてからなかなかうまくいきません。というのは、択捉島についてはまだ実現していないといひこと、ぜひ実現してもらいたいといひのがもと居住していた方々の最大の願ひであります。人道問題を基本的に解決してこそ、日ソ間の善隣友好の実を前進できるのだといひ、こういうことが絶えず言われておられるわけでありすけれども、墓参問題についてもひとつ強力に総理府また外務省、ひとつとこしそもとの居住者の方々が念願かなえられたと言ふように、とにかく去年田中さんがいらつして大きく道が開かれたといひこととでありますから、その直後だけに、こしはひとつ積極的に取り組んでいただいて御配慮いただきたいと思ひます。去年の八月ですか、日ソ友好議員連盟の一員として私もソ連に参りましたけれども、この墓参のことについては積極的なお話しもあつたやうであります。きょう政務次官もいらつ

しやつておられるのでありますけれども、どうかひとつこの墓参問題についての積極的な取り組み方、現状とこれからの姿勢、これをお伺ひしたいと思ふのです。

それから、外務省のことになると思ふのですけれども、ソ連漁船によつて日本近海の水産資源の保護とか、また漁具にも被害を受ける、こういうことについて、日ソ間の専門家会議で議題になつたことがあるといひます。水産庁でも、これをぜひ今後大いに討議をしていきたいといひこと、ようであります。外務省としても、これはぜひひとつ積極的に取り組んでいただいて、安心して操業できるようにしていただかなきゃならぬことだと思ひます。

それと、こんなことはあつてはならないことなんでしょうけれども、抑留漁民は、去年八月われわれが行つたときに全員釈放といひことであつたんでありますが、その後、やはりまた抑留された方がいらつしてやうであります。やはりこの父祖の地、また自分たちがかつて漁を営んでおつた土地でありますので、やはり越えてはならない一線を越えることがしばしばある。向こうに抑留されたときのこの方々のいろいろな事情を聞きまして、なれない食事のためにたいへん体力も消耗して、ひどい体調をみんを経験しておられるわけでありまして、何か地元の方々の話によりますと、外務省あたりでいろいろ交渉していただくと、日本食をこれらの方々がとれるやうなことも何か配慮していただけるやうな話もあるやうなことであります。こゝういふことにつきましても、もつと人道的な上からいっても、外務省としても取り組んでいただきたい問題だと思ひますが、最後になりましたので何点かまとめて申し上げましたが、ひとつこの点についてお伺ひしたいと思ふのであります。

○説明員(大屋敷行雄君) まず第一点のいわゆる貸し付け限度とあるいは貸し付けのワケの問題でございますが、先ほど大臣からお話しがございましたように、昭和四十七年からこの貸し付け業務については抜本的な改正をしたわけでございます。

す。と申しますのは、当時一億七千万のワクでありましたのを四億に拡大いたしまして、しかも他の金融機関から資金を導入するという法律改正をやったわけですね。それに対して、本年度も利子補給をするわけでございしますが、千五百五十七万の利子補給額を計上しております。それとともに、四十七年、四十八年二年間続きまして、限度額にも大幅な改正をして今日に至っておりますわけでございしますが、今日の実情を見ますと、大体一件当たりの貸し付け額は百六十七万程度になっております。それから、これを一人当たりで見ますと、大体九十六万という規模になっております。あわせて、非常にこの協会の回収率がよくございまして、元金の回収率が大体九六・九、九七%の回収率をあげておるわけでございします。そういうような事情を考えますと、四十七年以來の改正によって、協会の努力は大いにあるわけでございしますが、現在のところは、ある程度御満足いただけるんじゃないかと考えております。もちろん、こういう融資事業でございしますから、将来の経済事情もいろいろ勘案しなければいけません。将来はそれに応じて、これについて、何ぶんこの融資事業が元島民、元漁業者の方々への援助の柱でございしますので、総理府としても真剣に考えたいと思っております。

それから、次の管理費の問題でございしますが、これは非常にむずかしい問題を含んでおりまして、こういう言ってみれば、一つの特別会計的な業務をやっておるわけでございまして、収益が上があれば、その範囲内で管理費をまかなうのは当然でございします。したがって、現在の状態では赤字状態というようになっておりませんので、あるいは将来そういう赤字状態のような事態が現れれば、これはその時点において考えなければならぬというぐあいと思っております。

それから募集でございしますが、これは総理府に關係する分だけ申し上げますと、これは人道上の見地から、毎年外務省にお願いして、ソ連に折衝していただいておりますが、本年も

北海道の計画をまとめまして、三月二十日に外務省にお願いしまして、ソ連側に申し入れるようにいたしております。

○政府委員(山田久就君) 募集の問題について追加的に御説明申し上げます。わがほうでも、これは人道的な、また日本人の習慣に基づいた重要なこととして、先般総理の行かれたときも、この点を向こうに申し入れております。四島のあれについて、部分的には先方もオーケーしておられますけれども、その他の点についてはまだ検討中というふうなことでございしますけれども、関係者の非常な要望にもかんがみまして、引き続きわがほうといたしましては、ひとつ努力いたしたいと、こう考えておるような次第でございします。

それから抑留漁民の問題でございしますけれども、昨年藤原先生と御一緒に向こうへ参りまして、いろいろ陳情の結果、全員釈放ということになったわけですが、その後もまたそれが起こっていることは、いま御指摘のとおりでございまして、現在は大体十一名ぐらいい入っているという状況でございします。これらの抑留漁民に対しては、御承知のようにそれぞれ家族から、いろいろ小包といひますか、慰問品を届けるということ、これはずつと行なわれているわけでございまして、そのほかに政府といたしまして、大使館が大体少なくとも年に一回、これは在ソ大使館員が出かけてまいりまして、そしてまた家族からの手紙といひますものも添えまして、それで食料品等も含む慰問品を差し入れておると、そういう状況でございします。

ただいま御指摘がございました日本食という点、これはまだわれわれとしては何ってありませんけれども、できるだけそのいまのような点、これはひとつ検討させていただいたらいかがかと、こう考えているような次第でございします。

○理事(稲嶺一郎君) 藤原委員、もう時間が過ぎております。
○藤原房雄君 じゃこれで終わりますが、四十七

年度から新しい技術改正して、他の金融機関からも借り得るようになったことですが、現状は何問か問題がございまして、時間もありませんので、一々申し上げることでございしますが、ひとつこのういう社会変動の激しいときでありまして、いろいろな立場の方もございしますし、後ほどまた個人的に申し上げてもけっこうですが、ぜひひとつ御検討いただきまして、元居住者に対する大臣の所信表明に仰せのとおり、あたたかく見守っていただきたい。

以上でございします。
○国務大臣(小坂徳三郎君) ただいまの御要望はよく理解できます。そうした方向で努力いたしたいと思ひます。

○春日正一君 最初に沖繩の下水道についてお聞きしたいのです。

今度の沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律案、この流域下水道の設置又は改築に要する費用に係る国の補助の割合の引上げに伴い、沖繩振興開発計画に掲げる流域下水道の設置又は改築に要する費用に係る国の補助の割合についてもその引き上げられた割合によることとする必要がある。という理由になつておるんですね。それで、結局これは、下水道については国庫補助のかさ上げをやらないということになると思ふんですけれども、かさ上げの必要がなくなったのかどうか、この点、開発振興どうお考えですか。

○政府委員(岡田純夫君) これは御承知のように、下水道もより公共事業でございまして、公共事業を中心に、復帰の時点で沖繩の格差を是正し、早く社会基盤あるいは産業基盤の基礎をつくつてもらいたいということ、高率補助で臨むということ、当時の本土にございした諸地域立法の中で制度的に一番高いものをとらえ、かたがた、日本政府が琉球政府に対して援助をいたしておりましたところのものをも参酌いたしまして高率の制度を立てたと、高率の制度を立てるからには、本土との間の関係を遮断いたしまして、本土のほうの負担率がどうあろうと、全体として公共

事業を、最も典型的なものは道路、空港、港湾等につきましての改築、新築等について十分の十というふうな全く異例な措置でもって臨むと、そのかわり他の地域との関係を遮断いたしたものでありますが、その後、経過いたしました本年度、本土のほうは低くかつたのでありますけれども、やはり下水道という国民の生活の、あるいは都市生活の基盤をなすものということで、四分の三ないし三分の二、四分の三が終末処理施設、それからその他につきましては三分の二というふうなことになるってまいりましたので、この機会に法律改正をお願いして、この部分については本土の率より高いほうを導入するということによって沖繩のやはり基盤の整備に資したいということでありまして、なお、同じ四分の三とは申しませんが、けさほどお話しいましたように、沖繩については終末処理施設については門とかへいと、そういうふうな付属施設、それから流域下水道につきまして、あるいは公共下水道につきましても、そういうふうな門、へいその他のものを対象にしながら一〇〇%の補助対象、その他の四分の三ということにいたしております。一方、本土のほうにおきましては、流域下水道の場合で九割、その他公共等につきましてはたしか五七%ぐらいの補助になっておりますので、同じ四分の三といひましても、四分の三を適用することによって沖繩のほうよりかさ上げといひますが、先生の御指摘のような、より高い実質的な措置がなされておるといふことでございします。今回の改正によってこれは実現できるということでございます。

○春日正一君 私は、かさ上げする理由がなくなつたのかどうかというのを聞いたんですが、しかし、まあそれはもっと具体的に聞いていきたいと思います。

そこで、かさ上げを必要とした当時の状況について、どういふわけにかさ上げを必要としたのか、建設省のほうから具体的に聞かしてほしいと思ひます。

○説明員(久保起君) 沖繩が本土復帰になったと

きにかき上げをした具体的な理由と、こういうこととでございしますが、これはただいま開発庁のほうから答弁がございましたように、本土復帰にあたりまして、振興法制定当時までの旧奄美郡島復興興の特別措置法等の他の開発立法における国の財政上の特別措置、あるいはまた、琉球政府に対して行なっておりました財政援助、これを勘案して、そのレベルで考えますと、当時の本土の下水道の補助率よりもただいま申し上げた措置が高いということから、特に流域下水道につきましては、本土のほうが二分の一であるものを三分の二にしたたと、こういう理由でございします。

○春日正一君 非常に大ざっぱな。だいぶ年も
たったからお忘れになったと思うんだけれども、
結局あれでしよう、格差をなくすると、そのため
に事業を促進するにはどれだけの補助をしなけ
りやできないだろうということが大前提にあつた
わけでしょう。だから、奄美促進がこうだから奄
美並みにやつてやるよとかんとかいう問題では
なくて、これを見てもみずと、この「新都市」とい
うの四十六年十月号ですけれども、沖縄の都市計
画についてという下水道の部分については、安藤
さんという人が出て話していますわ。この人はは
いま建設省にいないようですけれども、この人の
報告を見ても、第一点では、下水道については一
二・七％、本土の場合は下水道が二二・八％とい
うことで非常におくれておるといふこと、このこ
とが言われ、さらに統合下水道——いまの流域下
水道ですね、これは米軍の手によって工事が着工
されたと、そのために「市町村の下水道を集めると
いう目的はもちろんありますけれども、もっと大
きな目的は、点在する軍施設からの汚水を集めて、
浄化して海に流そう、こういう目的でやっており
ますので、どうしても米軍の軍施設からのものが
優先になつてゐる。」と、単独の公共下水道につ
きましては、同じく米軍施設の一つである石川の
水浴場がよこれるということ、民政府のほうか
ら相当強力な申し入れがあつて、石川市でこれ
をやつたというような事情を言つて、だから

これをもつと強化する必要があるということ、それから第一にあげられる理由として、公共下水道事業にしても統合下水道事業にしても、下水道を行なっていく上で財源が非常に逼迫しておるという点をつつておる。それから、この公共下水道については八〇%という高い補助率があると、それからこういうふうにも言っておりますね。「公共下水道を通して統合下水道に入っていないか、下水道公社と直接取引になっております。この統合下水道というものは流域下水道というものは、すべて法律からいう流域下水道といふものは、検討していかねばいけない問題じゃないか。」というふうなことで、そもその成り立ちがそういう米軍優先の下水道体系になっておるといふこと、それから整備率が低いということ、そして市町村では琉球政府からの非常に高い補助率があつたといふような事情があつて、だからこの人の報告では、そういう意味で下水道は特別に取り上げたんだということを言っておりますし、私も考えても、そういう具体的な事情がなければ、ただ奄美の場合こうだったから同じようにしてやるといふような無定見なことで振興開発計画なり開発補助率きめられるはずはないと思うんです。だから、そういう事情があつた、それがいまなくなつたのかといふことを聞いているんです。

○説明員(久保起君) ただいま春日先生御指摘の点でございますが、これは復帰前の沖繩の調査をした時点のものであらうかと思ひます。そこで、復帰時点でも沖繩における下水道の整備状況と、それから本土における整備状況を勘案いたしますと、沖繩のほうが若干本土よりも整備率が高いと、こういう現状でございますして、それを受けて下水道道

〔理事稲嶺一郎君退席 委員長着席〕

整備五力年計画の中で沖繩分として実施していい

る現状が、先ほども申し上げましたけれども、水道の総人口に対する普及率で比較をいたしますと〇・五％ほど高いと、こういう実態になっております。

それからお、現在実施しております流域下水道そのものは、先生御指摘のように、占領軍当時に統合下水道——日本語に翻訳をいたしまして統合下水道ということばで使われているようでございますが、統合下水道を引き継いで実施をしておりますものでございます。なお、統合下水道はもちろろん占領軍地域を包含した地域の下水道計画になっておりますから、統合下水道の中に米軍からの下水をものみ込む、あわせて米軍地域以外の一般の市街地、この下水をも統合下水道に、現在の流域下水道に包括して処理する計画になっております。したがいまして、復帰前と復帰後でそういう下水道の事情は若干変わっておりますけれども、計画の中身は引き継いだ形になっておるわけでございます。

それから財源の問題でございますが、財源の問題につきましては、占領軍当局には民政府のほうからきわめて高い補助金が出て実施されておたなことも事実でございますが、事業量の全体から言いますと、復帰後のほうがかなり多くの、非常に多くの事業量が実施をされて、整備が復帰後にかかると、こういう実態がございます。なお、その場合の財源措置等は、先ほど申し述べましたかのように、本土に比較して一番高いレベルの財源措置をしたというところでございます。したがって、その当時の事情が変わったのかと、こういう御質問でございますが、その当時の事情が、現在補助率が大きく上がったということについては、事情が変わったということが言えるかと思えます。

○春日正一君　先ほどこれに書いてある一二％と二三％という違いですね。これはまあ単位の取り方の問題もあるだろうし、この人は沖繩の特殊性を入れて一二％ぐらいが妥当であろうと、この本に書いています。そういう点ですけれども、実際

からいただいた資料によりますと、「沖繩の中部流域下水道は、すでに復帰前昭和四十一年から着工しており、管渠および終末処理場二カ所（沈澱法）を完成し、昭和四十三年度より処理開始している。」といて、ずっと規模その他を書いて、終末処理場二カ所を高級処理にしたと。でも、この高級処理というのは、普通のあれでしょう、こっちでやっている第二次処理のことでしょう。第三次処理をやっているという意味じゃないでしょう。だから、そういう意味でいいますと、まあこれだけのことしかやられてなくて、しかも那覇市における状況を聞いてみますと、一日の水の全使用量が十万吨、だから生活排水が八万吨、そして那覇市にある、ここにある下水処理場ですね、この処理能力は十六万吨、しかし、実際の処理量は現在ただいま二万五千トンですが、きのうこれは電話して聞いてみたんですわ、二万五千トン。そういうことで、十六万吨処理能力があるとところで二万五千トンしか処理できてない、ということ、結局この流域下水道に流し込む公共下水道がおくれているというところだと思うんですよ。だから、そういう意味でいえば、まあ流域下水道は一応ある程度できたと、処理場もあります、処理能力も八十万分の計画で、いまの処理場でも四十二万人分処理できますとやっているけれども、実際にはそこへ入る公共下水道ができてないということ、たれ流しになっているんですね。そのために、これ沖繩の現地の新聞ですけれども、これはたたくさんの紙教使って川を取り戻そうというキャンペーンをやっているわけですね。そしてこの中にはどのくらいひどくよごれているかというようなことがたくさん書かれておる。そういう意味では、那覇市なんか、私なんか何回か行ってますけれども、川は非常によこれてますよ。そういうような状況になっている。だから、そういうようなものではない。やはり下水道早くつくらなければならぬ状態になっているわけですね。

そこでお聞きしますが、まあ沖繩、特にこの場合那覇市に限って見まして、河川の汚染状況ですね、それと環境基準に基づく類型指定、その達成のための期間等はどうかうふうになってますか。

○説明員(久保君) 環境基準の問題でございしますが、これは那覇市の市内河川が、水系ではなくて指定された、これは全部二級河川でございしますが、七つ指定をされておるわけでございしますが、河川法に基づく指定をされておりますが、そのうち環境基準が定められております川は国場川という川が昭和四十九年の三月四日に指定になっております。国場川そのものは、河口部、つまり海に近いほうの地域と、それから上流部と二つに分けて指定になっておまして、河川等の流域の水域がAAからEまであるうち、国場川の上流側はEの類型に指定になっており、下流のほうはCの類型になっております。上流のほうの達成の期限は、いわゆる水質汚濁環境基準を定める際に、イロハと三つに分けて達成期限が定まりますが、ハという類型でございまして、五年以上であるけれども可及的にすみやかに達成をします、こういう達成期限の指定でございまして、それから、下流のほうは口の指定になっておりますので、これは五年以内に達成ということで環境基準がきまつておるわけでございまして、それ以外の六つの川については、まだ環境基準がきまつておりません。

○春日正一君 那覇での国場川の例で言いましたけれども、汚染の状況、これは県の調査で、一日橋というところで六・八PPM、板橋というところで七・二PPM、それから長堂川というんですか、ここで二・五PPM、真玉橋、ここで二・七PPMというような形でございまして、硫大の保健学部の有志の水質調査、四十七年八月十一日午後二時、安里橋で二・四、三、祭温橋で六・六、三・八、中之橋で四・八、四・七、十貫瀬橋で九・一、四、旭橋四・六、〇四それから農産市場前七・三、四・五と、これ真夏のことですけれども、相当よれておる。こういう状況のもとで、いま言われたような環境基準ですね、これを実現してい

くために中部流域下水道処理施設を改善しただけでは、それはどうにもならぬということじゃないですか。その点はどうか考えているんですか。

○説明員(久保君) 国場川に限って申し上げますと、国場川の水質はただいま春日先生が申し述べられた数字にほぼ近い数字を私も聞いております。水質類型のEといいますが、BODにしておいて一〇でございまして、現状たとえば二五PPMといふもの、あるいは場所によりましては七十七数PPMといふものを一〇まで下げるにはかなり総合的な対策を立てなければいけないと思っております。御指摘のように、流域下水道だけでこの環境基準を達成し得るか、という御質問でございしましたが、この環境基準がきまつた直後に、私も汚濁の原因というものを、原因がどういふところにあつて、どういう対策が一番効果的であるかということをお聞きして、いま調査の進行中でございますが、中身を見ますと、いわゆる都市下水といふものがその汚濁総量において占める割合が大体一六％から二〇％ぐらいの間でございまして、それ以外のものが、非常に汚濁原因の割合として多いものは、いわゆる畜舎排水、あるいはまた一部の工場排水等がございまして、それらにつきましては、もちろん水質環境基準が指定されますと、総合的な対策として水質汚濁防止法が適用になると思われますので、下水道対策にあわせて、それらの水質規制対策を総合化することによって環境基準の達成をはかっていくことがぜひ必要であらうと思っております。関係部局ともよく相談、協力をいたしまして、環境基準の達成を期日の中で進めてまいりたいというふうに考えておるところでございまして。

○春日正一君 その点は現地の新聞もあげております。たとえば畜産の汚水が非常に流れ込んでいます。特にアメリカ軍は自分の基地の中の水だけはきれいに処理するけれども、基地の外へ出たらそこからはたれ流しというふうな状態になっている。それから居住者の生活排水、こういうふうなものも相当流れているし、特に水洗化といつてもそれが非常

に不十分で、十分に浄化されない状態にあるとか、いろいろ言っておりますけれども、とにかく都市下水道なり公共下水道をつくって、それで流域下水道に入れていかなければこれは処理はできない。もちろん工場なんかは発生源で、汚染をとめるとしましても、全体としてみれば公共下水道を早急にやはり布設して、流域下水道に入れていくということをやらなきゃならぬ。そういう意味で、公共下水道を促進するためにも補助を高率にして、現行の補助率はかさ上げなしで、対象率は先ほど一〇〇％と言われましたけれども、一〇〇％になつてないものも、私道の枝管なんか対象になつて、単独でやっているのですけれども、しかし、対象率一〇〇％にしてやるというだけでなく、やはりそういうのをやるためには、補助率のかさ上げをする必要があるんじゃないかというふうに思ふのですけれども、その点どうですか。先ほど言つたように、復帰前には琉政のほうから九一％、公共下水道に対しては補助が出ておるといふような状態になつてはいるのですが、特に沖繩の市町村というところは財政的に基礎が弱いし、沖繩県自体非常に基礎が弱いわけですから、こういう金のかかる仕事をやるということになれば、補助をかなりつけたらというところ、その裏金が出ないというところ、一番の悩みがある。だからかさ上げをしてくれたのだと私は思つておつた。さっきの説明を聞くと、そういう配慮は何にもないじゃないですか。奄美並みでございまして、か、どうでございまして、か、そういう配慮というのは何にもないことになる。私はそうではなかつたと思つておつた。財政的に弱いから特別に補助をしてあげなければいけないということだつたと思つた。そうでなければならぬと思うのですが、どうですか、その点、長官考え方として。

○国務大臣(小坂三郎君) やはりいま春日委員の言われたことが私は本筋じゃないかと思ひます。やはり格差を解消するということが何より大事なことだし、また、沖繩が二十七年後に日本に復帰したという、その現時点においても、それは

一長一短いろいろな点はあつたと思ひますが、しかし、何と申しましても本土との間の格差は大きかつた、私も自分で感じておるわけでございまして。そうしたものを解消するという方向は、やはり今後も忘れてはならないというふうに考えます。

○春日正一君 そういう意味で、いままでも公共下水道には補助率のかさ上げというものはなかつたわけですが、いままでも、いままでも、これをかさ上げして、現地の弱い財政力でも可及的すみやかにそれができるような状況をつくつてあげるといふことが、格差を解消する一番の条件だろうと思ふのです。それと同じ趣旨で、この開発計画にある中南部の流域下水道の整備、これも急ぐ必要があるし、そして本土でさえこれをかさ上げというか、上げて、いままでも沖繩並み以上にしようといふ必要が出てきておるわけですから、そういう意味で言えば、その上がつた分にさらに流域下水道でもかさ上げをするということ、格差というものの解消ということが実現できるのではないだろうか、そういうふうに私は考えます。

そこで、ついでに申し上げますけれども、いま長官のほうからも本土との格差の是正という立場から考えて、私の考えているような考えを一応肯定されたのですけれども、いまの下水の状況について、これは都市計画中央審議会での「下水道整備の今後のあり方について」というものを見ますと、そこではやはり第一に、「現在の第三次下水道整備五箇年計画を改訂し、新たに第四次下水道整備五箇年計画を策定することを必要と認め、その関連に重点をおいて今後措置すべき事項を検討した。」というところで、新しい五箇年計画で下水道整備を促進するといふことをいって、さらに、「公害対策基本法に基づく水質環境基準は、次第に全国にわたる網羅的に設定されつつあるが、この基準達成のためには、下水道の整備は排出規制とならんで、最も効果的かつ基本的な施策である。」と、こういうふうに位置づけられているんですね。そしてこの下水道の長期目標と、昭和六十年ころには人の健

康、生活環境に悪影響のない状態の確保を目的として、次のような目標を設定すべきであると、このように「都市の市街地のみならず農山漁村等にも下水道を整備し、およそ昭和六十年頃に下水道人口の普及率を市街地人口に対して一〇〇%、総人口に対して約九〇%まで引き上げる」と、そして、「地域の実情に応じた三次処理を実施する」云々というように、非常に高い目標で、しかも下水道の整備というものを急いでやらなきゃならぬというように答申しておるわけですね。それが現に問題になって、そうしてこの第四次五カ年計画が必要だということで、昭和四十九年度を初年度として、目標普及率五〇%、五十三年末までということ、総投資額八兆円というように答申が考えられたというふうに報道もされております。そして、第三次下水道財政研究委員会、これ建設省の委託でけれども、下水道財政のあり方についての提言という中で、やはりこの答申と同じような立場から、第四次五カ年計画の策定などについても答申をしておる。そういうふうな状況になっております。そして、建設省ではそういう答申を踏まえて、十二兆三千億円の五カ年計画を検討中だというふうにいわれておりますけれども、この点はどうなんですか、建設省、検討したことがあるんですか。

○説明員(久保建一) ただいま先生から都市計画中央審議会の答申並びに第三次下水道整備財政研究委員会の提言等があり、五カ年計画改定に對して建設省はどういうふうに検討しておるか、と、こういう御意見だと思っておりますが、実は昭和四十九年度から、ただいまの都市計画中央審議会の答申と第三次下水道整備五カ年計画の、第三次下水道財政研究委員会の提言をベースにいたしまして、四十九年度から現在の第三次下水道整備五カ年計画を改定をいたしまして第四次に移行したいということ、予算の要求もいたしましたし、そのつもりで事務的な準備もしておいたわけでございますが、御承知のような総需要抑制下にありまして、計画の改定はしないという方針が政府内部

できまいました。したがって、建設省といたしましては、計画を一年延ばして、次の年から計画の改定に入りたいということで、目下準備をしておるところでございます。その意味では、検討をしておるところでございます。

○春日正一君 ああ、大臣、まあそういういわゆる全国的に見ての下水道をめぐりる情勢なんですね。いまの五カ年計画は二兆六千億ですね。それを十二兆数千億にふやそうというふうなことが一応検討されておるといふような情勢ですよ。そういうことを考えてみますと、沖縄のようには財政力が弱い県、市町村で、本土との格差をなくして進んでいこうというふうなことは、やはり国としての補助というふうなものを、ほかの府県、市町村に對するよりもかさ上げしてあげるといふことが格差をなくすといふことの具体的な配慮だろうと思ふのですよ。だから、そういう意味で、まあこの法律そのものはもう衆議院を全会一致で通っておりますし、あれですけれども、しかし、少なくとも来年度に向けてこのかさ上げ措置を復活させていくと、公共下水道にまで広げていくというふうな前向きな態度で検討していただけないものかどうか。これはやはり開発庁が積極的にその気になって問題を提起していただければですね、さらにこれは建設省その他の当然問題にもなるわけですし、だからそれを、私はどうも、この本土が上がつて、沖縄も本土並みになったからって、それでもう特例は抜きにするというふうな考え方というのはあんまり形式的過ぎると、実態的に見ればやはりそこをもっとめんどうを見なくちゃならないんじゃないか。その辺の考えを聞かしていただきたいのです。

○説明員(久保建一) 沖縄の下水道整備の問題は、春日先生、本土との格差をなくするといふふうに御指摘でございまして、本土の中も府県別に見ますといろいろございまして、沖縄よりも普及の程度の高い県もありますし、沖縄より低いところもあるわけでございまして、一般的に平均的に言いますとむしろ沖縄のほうが下水道整備に

つきましては、ほかの施設はこれは別でしようけれども、下水道整備につきましては本土の平均よりも整備率が進んでいると、こういう現実でございまして。しかし、それでも約一九%でございまして、いろいろな水質環境基準の達成とか、あるいは生活環境の改善等からいいますと、決して十分な数字ではございませんが、本土との比較におきましては進んでいるといふことが言えると思ひます。本土の中でも、例をあげますと、たとえば佐賀県とかあるいは島根県とか、こういうところはゼロでございまして、公共下水道の整備からいいますと現状ではゼロでございまして、そういうところと比較して、平均より若干高いといふことが言えるかと思ひます。

それから、なお補助率の問題でございしますが、これは先ほど沖縄の開発庁のほうからも御説明がございしましたが、補助率の問題と加えて補助対象の範囲というところがきわめて下水道関係者にとりましては非常に大きな問題でございまして、沖縄につきましては、下水道、管のほうの事業及び終末処理場のほうの事業を含まして、補助対象の範囲が一〇〇%全部補助対象にするという、こういうことになっておりますので、本土の事情からいいますと、かなり沖縄のほうが優遇をされた形になっていこうと思ひます。

それからなお、下水道の財源問題は、結局は地方財政の問題になってくると思ひますので、この点、補助率だけでもって財政問題を議論していく点でございまして、補助率にあわせて、たとえば地方債あるいは交付税と、それらの問題を含めまして議論がなされてしかるべきものではないかと、こういうふうにご考えておるところでございいたします。

○政府委員(岡田純夫君) 私からも財政面からの御説明させていただきますという、いまも建設省のほうからお話があったように、地方債によつてどのように裏負担措置をするかということが一つの点でございまして、その点については、四十八年

度流域下水道につきましては地方負担の六割が起債対象でございましたものを、四十九年度からは四分の三の地方債充当率にいたしたい。それから公共下水道につきましては、地方負担の三分の二でございまして、本年度から、新年度から四分の三に高めるといふことによりまして、地方負担を軽減いたすという配慮をいたしております。

なお、補助率体系の問題ということになりますと、財政問題から見ました場合には、下水道だけじゃございまして、全体、総体において判断いたさなければならぬ面がございまして。振興法におきましては、御承知のとおり、先ほど申し上げましたように、道路、空港、港湾、漁港等の改築等の目ぼしいものは十分の十という全額が大きな部分を占めております。したがって、結果的にどうなっているかと言いますと、これは大数観察でございまして、公共事業につきましては、一般の府県でありますといふと、地方負担が半分ございまして、地方債とは言いながら、やはり借り入れ金等でございまして、半分以上が地方負担になっております。沖縄の場合には一〇%でございまして、現在、そういうふうな非常に負担割合が最も低くなっているのは、いま申し上げたように、十分の十といふものが大きく占めている。しかも重要なものにつきましては、ということがある。一方、交付税につきましては、来年度一七・四%の伸びといふことになっております。そういうふうなことで、それからその他いろいろ一般財源措置が相当伸びておりますので、そういうことを考えますといふと、この際下水道が高くなった分にあわせて、一部改正するものより高い率を適用する。しかも、その高い率、四分の三の率といふのは、いま下水道関係、いま建設省からお話があったように、実質的には補助対象率と申しますか、補助率が非常に一〇〇%であるといふことを考えますといふと、実質的には四分の三であると、本土のほうは半分程度である

と。そう言つては何だと思ひますけれども、そういう面もござります。そういうことも一つ御考慮いただきまして、申し上げたいのは、十分の十という特段のものに影響するようないことがあつてはならない、必ず一部のものについて議論を展開いたしますという、その最も異例な措置につきましてはどうするか、こういう問題を誘発するといふこともござります。もちろん開発庁としては全般的には勇氣を持って取り組んでまいりますけれども、一部のものについてあれこれと申すことはいたしかねる、したがつて、これは至難な問題であるといふふうにお答えいたしたいと思ひます。

もうこれ以上この問題で議論しませんけれども、しかし、あなたの方の考へていらっしゃる、このくらいやつてやれば沖繩はたくさんだろうというふうな考へで開発庁の仕事がされたら、いろいろな困難にぶつかると思ふのです。だからその点を私は特に言つて、大臣にももう一度この問題についてはひとつよく考へて洗い直して見ていただきたいと、このことをお願いしておきます。

が、いずれにしても総合的な交通体系及び交通量、そうしたものを全島的に調査するということをやるつもりでござります。いま具體的でも申しますが、一つの案として、これはもちろん確定されたものではござりませんが、やはりモノレール方式というふうなものも一つの交通緩和には役立つのではなからうかというふうなことを考へておるのが現状でござります。

千六百台、埼玉が五千四百十台、ところが沖繩は一万三千六百台、しかもこの中には米軍あるいは米軍属の車両、これ一万台こえていゝと見られてゐるやうですけれども、こういうものが入つてゐるだけだけの密度を持つてゐるということになります、これは米軍の車まで加へると首都圏並み、近畿圏並みの密度を持つてゐるわけですね。しかも、ここでは、京阪神の交通圏では人がどういふふうにはさばかれておるかといふと、国鉄一四％、私鉄が三一・九％、地下鉄が一・一％、路面電車が二・六％、合せて五九％は鉄軌道で運んでゐるんですね。そしてバス一六・一％、ハイヤータクシー七・六％、自家用車一七・三％、合計で四一％、これが京阪神の交通圏での乗りものの利用状況です。それから首都圏のほうを見ますと、国鉄が二四・六％、私鉄が二一・九％、地下鉄が九・一％、路面電車が二・二％、合計五七・八％、それからバス、ハイヤータクシー、自家用車の自動車合計で四三・二％、こういう数字になつてゐるわけですね。だからこういう点から見れば、この沖繩の交通事情というものがどんなに深刻なもので、しかも、これからさらに車がふえていくという状態になれば、どうにもさきようなないような状態になつてくるだろう。あれだけ基地とられてゐる狭いところで、必要な道路をとるといふわけにいかぬでしょう。そういうふう

〇春日正一君　あのね、いま下水道部長、沖繩のほうで本土より平均すれば普及率高いと言われたけれども、これは私も建設省からもらつた数字ですけれども、面積比で沖繩が四十八年度現在二・一・六％、全国は四十七年度末で二四・九％、こういう数字になつておられますね。佐賀県にないとか島根県にないとか言ひますが、やはり佐賀県や島根県には那覇ののこざみないような都市はないでしょう、あれほど過密な都市は。だからそういうことを言つて、だからそれだけあるのはあり過ぎるんじゃないかといふような印象を与える言ひ方はすべきじゃないし、沖繩に与へてきた犠牲といひますか、それからくる立ちおくれといふものを一日も早く本土並みに引き上げる、いわゆる格差の是正をやろうとすれば、やはりそういう措置をとらなければ、たとえば一〇〇％適用といふことを思ひやせがましく言ひけれども、しかし、一〇〇％適用してやるからといつたつて、裏財源がなければ幾らでもやるといふわけにいかないのですから、実際の沖繩の去年の県の予算なんか見ましても、実際に県が自由に使える金といふのは非常に少ない。だからそういう意味で、こういう大きな社会的な投資、こういうものに對しては相當な援助、補助といふものを与へるといふことが必要だろうと、私はそう考へる。先ほど大臣がそういう意味で格差の是正といふことを一番大事に考へておいでになつていふに言われたから、私は

それから次に、沖繩の国鉄の建設問題についてですけれども、沖繩に鉄道を建設する問題は、沖繩の交通事情から言つても、また沖繩県の産業開発、観光開発その他開発という観点から言つても欠かさない問題だといふことで、私もずっと早くから沖繩縦貫鉄道の建設といふことを主張もしてきつたんですけれども、今年の三月二十九日の県議会で鉄道の導入に関する意見書というものが、これは全会一致で可決されておられます。そして、これは全会一致で可決されたけれども、四十九年度も引き続いて鉄道の建設についての調査費を計上して、それを積極的に推進するといふ努力をしておるわけですから、この点について、この沖繩振興開発計画を見ますと、県の出した開発計画では、鉄道の敷設ということが交通あるいは開発の中心として提起されてますけれども、国できめたものにはそれが削られて、ちよつとあいまになつてゐるわけですから、この鉄道の建設の問題について、大臣、どのようにお考へですか。

〇春日正一君　格差をなくすという立場から見ても、さっきの話だと下水道のない県があるといふ話が出ましたけれども、沖繩だけが国鉄のない県ですわ。しかも、国鉄があつてじやまになるというこゝろではなくて、いままであつた交通は、主として自動車交通といふことでやられてきたんですけれども、しかし、モータリゼーションと言ひますが、自動車中心の交通政策の弊害といふものは、これはもう本土でもすでに重大な問題になつて、これは何とか改めなきゃならぬだろうと、そういうために新しい都市の交通体系をどうするかといふことも問題になつておられます、それから国全体としても新幹線網を全国に張り回すと、そしていまの在来線とあわせて人間と貨物の輸送の動脈にしていくといふようなことが問題になつておるといふことから考へれば、沖繩だけが自動車だけで間に合うといふようなことは、道理から言つてもこれは成り立たないことだと思ひますよ。そして、現に自動車の増加の結果、警察庁の調べで見ますと、四十六年度で八十二人、四十七年度で八十八人が百二十三人と、これは最終的にはないんですけれども、こういうふうな交通事故死がふえておられます、それから昭和五十年には自動車の台数が三十三万六千台、それから死者は四十九年度で百五十五、五十年で百八十一人と増加するだろうといふような予測がされておるわけですね。私も計算してみただけです。これ非常に手間のかかる計算ですけれども、道路面積一平方キロメートル当たりの車の台数、昭和四十七年度で出しますと、青森県、これが三千四百三十台、福島県が三千八十台、東京が二万二千三百台、神奈川が一万七

が課題にならざるを得ないだろう。だから最初に、一番先私ども縦貫鉄道をといふことを言つた。それからほかの党派の人たちもみんなそれを言ひ出してきて、ことしになつて中央政府の方針を考慮してどういふと思ひますけれども、いままで積極的な態度をとらなかつた沖繩の自民党のほうもそれに賛成して、共同で提案して全会一致で決議してゐるというところまできておる。だから沖繩県の生活の実態が鉄道の敷設といふことを要求する方向に動いておるんだといふふうに私は言へると思ひます。だからそういう意味で鉄道を造つてくといふ、いまこゝで敷きますとか敷きませんとか言へないまでも、そういう問題について、沖繩県では

すでに調査費を組んで具体的にどうするかということをお考えになるわけですから、そういうものに對して積極的な支援をするなり、一緒に検討して見るといふようなことをこれはやってほしいと思ふんです。

特にこの際、私、指摘しておきたいことは、大臣は沖縄開発庁の長官として沖縄の交通問題に對しても当然責任を負つておいてですけれども、同時に総務府の総務長官は政府の総合交通政策、交通安全対策の担当大臣でもあるわけですから、そういう意味で日本国じゅうの交通といふもののにらみ合わせの中で沖縄に鉄道を敷くと、そうすることによって本島から国鉄の連絡船も行けるような輸送船も、そういうふうになつて初めて格差がなくなるということになると思ふんです。鹿児島まで新幹線来た、沖縄には鉄道がない、そこから先は切れておるといふことは、これは格差がなくなつたといふことにはならぬし、生活の現実からも実際に沖縄に鉄道を敷くということが、交通なり産業の一番の動脈になるんじゃないかといふふうに、県議会の動き自体が、大臣の属しておられる自由民主党を含めてそれを要請するような状況になつておられるわけですから、これは真剣に考えてほしいと思ふんです。その点でひとつ大臣の見解をお聞きしたいと思ふんです。

○國務大臣（小坂徳三郎君） 県議会で決議はまだ十分拝読しておりませんし、よく読みます。しかし、私、あなたがいまおっしゃつたように、全然モーターゼーションの波に乗つて自動車だけでけつこうだと言つておるんじゃないので、むしろあの狭い面積の地積を考えたときに、要するにそれでもって輸送力が増大して、市民たちがもっと広い地域から那覇への生活といふか、働く所を求めるという可能なような、そのような配慮がされればいいのであるから、ある場合にはそれはモノレールといふようなものも多くの土地を使わないで済むし、いいのではないかといふふうに考えておるわけでございます。いまの県の要求といふものについても、よく検討してみたいと思ふんです。

○喜屋武眞榮君 私、去る三月二十日の予算委員会でも質問をいたしました問題に關連して最初にお尋ねをいたしたいと思ふんです。

まず第一は、振興開発計画の再検討についてであります。二十日の委員会では、田中総理はじめ開発庁長官も、沖縄の開発に對する基本姿勢として、押しつけるものではない、そうして県民の意思を尊重する。そうして現状としては、その計画はあくまでも計画であつて、情勢の変化に即してこれは再検討をせねばならないといった含みのある弾力的な御発言もあつたと、こう私受けとめておるわけでありまして。また、そうでなければいけないと、こう思つております。それで再確認したいことは、この振興開発計画が既定方針であり、予定どおり進んでいない、進んでいない。このことについては、あの時点でも政府も認めておられると、私理解いたしておりますが、それを再確認したいと思ふんですが、御両所いかがですか。

○國務大臣（小坂徳三郎君） 御指摘のように、振興開発計画の中で沖縄アルミだとか、あるいはまたCTS等については、計画が多少そこを来たしていることも事実でございます。しかし、私は、先般の予算委員会の際にも申し上げましたが、やはり沖縄の県民所得水準を百万円程度までに上げるということに一番手つとり早い方法は、やはり第二次産業の振興が有効であるといふことは申し上げたとおりでございます。しかし、いまのようなアルミやあるいはCTS等の問題に見られるように、そうしたことがある時点でブレーキがかかつていふということも事実でございます。だからとて、この百万円の一人当たりの県民所得を確保するといふプログラムそのものは、やはりこれは私はいい計画ではないか。そこに一つのかうかが要する。それで、同時にこうした工業化と申しますか、アルミやあるいはCTSその他の第二次産業を持つてくることに県民がもっと協力と理解を示していただくような、そのような方法も同時に考えながら、基本的にはすでにきまつてお

る振興開発計画をやつていくのが一番いいのではないかと、現在も考えております。

○喜屋武眞榮君 この振興開発計画が策定された時点には、私思ふのに、一つに土地の利用、二つに軍用地の転用、三つに環境の保全、これに對する配慮と方針が欠けておつたのではないかと、こう思ふのであります。したがつて、これらを含めて再検討がなされるべきである、こう私は思ふのです。が、幸いに県審議会でも問題点を洗い出して、いま再検討をすべき審議会ができて、それに諮問がなされております。そこから上がつてきた修正意見が提案されれば、これを受け入れられる用意があられるかどうか、お聞きしたいのです。

○政府委員（岡田純夫君） いまの振興開発計画をつくり出すときに、ただいまおっしゃいました土地利用計画、こういうことにつきましては十分念頭に置いて、実は御承知だと思いますが、配慮いたしております。すなわち、大きくは北部あるいは中南部あるいは石垣、八重山、宮古といったような県域構想にいたしまして、県域ごとの産業開発その他を考へていくと、さらに、土地利用計画を考へていくという前提で本計画ができております。實際具体的な土地利用計画そのものにつきましては、先ほども申し上げましたように、県の土地利用計画委員会が現在検討中である土地利用計画、これを開発庁と十分連絡を、相談をいたしながらつくつておると、この振興開発計画に基づいて作業がなされておるわけでございます。私どもとしては十分それを念頭に置いた現在の計画であるといふふうに考へております。

なお、おっしゃいましたように、本計画そのものが最後のまとめと申しますか、末尾に書いてございますように、いろいろな変動といふものがこの十カ年間のうちに予想される。したがつて、むしろそういう場合にはそういうことを配慮して、十分弾力的に考へていく十カ年のマスタープランである、こういう考へ方をはつきり明記いたしております。したがつて、そのつど、つどの一時的な変動によつて全体の構想が間違つていなければ

変える必要はないといふふうに考へております。ただ、これは歩み方といふか、實際の予算措置をしていくなり何なりの面におきましては、十分現状といふものを認識して進めていかなければなりませんので、現在県のほうでも審議会にいろいろ案がかけられて検討されておるようでございますから、どういふふうなものを見せたいだけか、そういうことを参考にいたしまして、毎年度の予算折衝に資してまいりたい、具体的な短期の歩み方についてどういふ考へ方を持つべきか、優先順位についてどういふことを考へるべきかと、こういうことはございますので、十分参考にさしてまいり、来年度、またその次の年度の予算折衝の基礎にいたしてまいり、こういう考へ方を持つております。

○喜屋武眞榮君 つらつら思うに、工業化重点主義をどうして是正する必要がある。こういう前提に立つて、私の前予算委員会では開発庁の中の振興開発審議会の中に農業専門委員会を設置するという意図に對する質問をいたしましたら、農林大臣が、農林省の立場からの御回答があつたわけでありまして、私があのとき聞きかたつたことは、開発庁の中の振興開発審議会の中に農業専門委員会を設置する、この方針をはつきり持つておられるかどうか、お聞きしたいのです。

○政府委員（岡田純夫君） 御指摘のように、沖縄の振興開発審議会、これは委員の過半数の方々が沖縄県出身の方をお願いしております。したがつて、審議会そのものにおいても十分現地の実態に即した議論がなされるものといふことでございます。しかし、問題を第一次産業なり、第二次産業なり、第三次産業なり、それぞれにばつた議論をしていただくことが適當ではないだらうかと私も考へております。最近の審議会においてもそういう議論はございました。そこで直ちに専門部会なり、専門委員なりということではございません。農業問題等具体的ななした問題と申しますか、重要な問題についてまず研究を始めるということ、農林省と連絡

をとりまして、すでに研究は開始いたしております。その中から必要に応じて専門委員をお願いし、あるいは研究委員会、あるいは専門委員会という形で進めてまいり、とも考えられようかと、現在は具体的なわれわれの認識ということから出発したいということで、研究をいたしておるといふことでございます。

○喜屋武眞榮君 ぜび審議会設置令の七十条ですが、この立場からも設置を急いでもらうべきである。その場合に、ぜひひとつ現地、地元からの適当な委員も加えてもらうべきである、こう思っておりますが、いかがでしょうか。

○政府委員(岡田純夫君) この任命行為は、総理から任命していただくことになっておりますので、十分にどういふ方をその場合にはお願いすべきか、大臣とも相談して判断いたしてまいりたいと思っております。

○喜屋武眞榮君 それじゃ次に、開発の裏づけになる金融公庫の問題について触れたいんですが、四十九年の二月末現在の開発金融公庫の総残額、幾ら残っておりますか、その総額を、大まかにいいますからお聞きしたい。

○政府委員(岡田純夫君) 四十八年度当初予算は六百三億の貸し付け額でございましたが、その後、中小企業等に追加がございまして、現在の貸し付けワックは六百二十八億でございますが、二月末までの実績でまいりますと、五百一億ということでございますので、したがって、それを差し引きますと二百二十七億前後だということであろうかと思っております。

○喜屋武眞榮君 残額幾らですか。

○政府委員(岡田純夫君) 二百二十七億です。

○喜屋武眞榮君 私、この前の委員会でも実は資料を要求いたしましたのでありますが、私が要求した意図は、項目別にどのようにこれが支出されておるか、貸し出されておるか、こういうことをもつと具体的に実は知りたかったわけですが、非常に大まかな資料が出ておりますので、さらに要求したいのですが、この産業開発のいわゆる貸し

出し内容、どういう業者、これは大まかでけっこうですから、できれば詳しい具体的な資料がほしいのですが、産業開発の項目の貸し出し内容、どういう企業がそれを借りておられるのか、そのことを、この表ではわかりません。これが一点、この項に対する、これはいま即答でなくてもけっこうですから、あとで資料をもらいたい。

次に、「中小企業等」とあります、その「等」というのは中身は何か、これをひとつお聞きしたい。

○政府委員(岡田純夫君) 産業開発、具体的なものにしましては、公庫に一任いたしておりますので、開発庁に連絡ございせんが、たとえば運輸関係で幾らと、あるいはそういう性質別でよろしければ提出できると考えております。

それから、「中小企業等」とございまして、これは生業資金をさしてある、あるいは本土でいきますと国民金融公庫が融資しておりますところの、何といひますか、ごく低所得の方に対する措置という、生業資金、中小企業資金と生業資金、それを「等」と……。

○喜屋武眞榮君 大まかな項目が幾つか並べられておりました、一番貸し出し実績の多いのが九二・一%、産発資金であります、中小企業と農林漁業、これの貸し出しが最も率が高い、非常に貸し出し状況が悪い。こういう統計が、数字が出ておりますが、この理由は何でありましようか。

○政府委員(岡田純夫君) 中小企業のほうは、むしろ実態はいいと考えております。といひますのは、次々と追加がございまして、十二月の末に二十億、それからさらにごく最近、石油問題がございまして五億といったような追加がございましてその消化がまだあがつてきていないということ。それから、確かに農林漁業資金とかあるいは住宅資金とか、消化し切れないものもございまして。しかし、公庫としては、要するにせつかくのワックでございまして、全部沖繩のために投資、投資と申しますか、融資いたしたいと、こういうことを考えておりますので、消化未済と考えられ

るものにつきましては、需要の強いほうに回すという考え方を持っております。したがって、中小企業等のほうにぐっと回っておりますが、当初の中小企業のワックは百三十三億でございますが、現在は追加流用等によりまして、二百二十六億という大きな額になっております。したがって、この時点ではまだ七三%でございますけれども、年度末までには一〇〇%消化されるというふうに見ております。

それから農業のほうにつきましては、先ほどもいろいろと本席でお話ございましたように、前提としての土地整備整備、その他の問題がございまして、まず個々の農家の方その他の目標と申しますか、どのようにして農業をあれしていこうかといったようなことについての意欲ないし目標が定まっていらない。これは指導者層の養成ということともからんでまいりと思っておりますけれども、したがって、なかなか融資を受けてまようという段階にきていない人が多いのではないだろうか。いずれにしましても、せつかくワックを確保して消化不良というのは残念でございますので、なぜ一体そういうことになるのか、なお問題を、先ほどお話しございましたように、専門の方と意見交換して、問題を詰めてまいりたいというふうを考えております。

○喜屋武眞榮君 特に重視すべき農林漁業資金あるいは中小企業資金の貸し出しは関心を持たなければいかぬと、こう思っておりますが、仄聞するところによると、非常に借り入れ条件が、手続が非常にめんどうで借りにくいと、こういう声もありますが、その点もつと緩和できる方法はないものでしょうか。もしそれが抵抗になって貸し出しが、なかなか借り入れがでかぬということだから、その条件を緩和することは考えておられませんか。

○政府委員(岡田純夫君) 確かに、公庫発足当時そういう声の非常に強かったことは事実でございます。これは一つはPRいたしておりましたも、浸透していなかったということ、まあ公庫に対して

理解していただくまでに至っていないかというようないふことがあったと思っておりますが、その後で限り、いわゆる簡素化等の配慮をしましてまいりました。金融公庫だけですべての処置しようとする、職員の方々の問題もございまいし、なかなか時間がかかるということ、委託できるものは、なるべく金融機関等に委託できるものに対しては、ほとんど委託の範囲を広げてきております。今後とも可能な限り委託して、能率的に進めることを考えなければならぬと思っております。

なお、先ほどの生業資金という話に触れてまいりましたけれども、生業資金は無担保でやっておりますけれども、これにつきましては、四十八年度四億のワックを来年度は十六億に伸ばしております。沖繩の場合、四倍になっております。いふにできるだけ現実に即して借りやすいように配慮はいたしておりますし、今後とも努力してまいりたいと思っております。

○喜屋武眞榮君 次に、沖繩の特殊事情からくる重大な社会問題の一つであります、特殊婦人の更生、特殊婦人の更生施設のための貸し付け制度、四十八年五月に発足してあるようですが、八カ月経過した今日まで一件の貸し出しもない、こう聞いておりますが、これは事実であるかどうか。もし事実であるとするなら、その原因は融資手続に問題があるのか、あるいは更生婦人のブライバシーの立場からの配慮が足らないのであるか、せつかくこういう制度を設けて予算化しても、これが一件も八カ月、一年近くも使用されていないということは、まことにこれは残念であり、重大な問題だと、こう思っております。これはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(岡田純夫君) 要するに婦人の対策というものは、金融公庫の融資だけで措置できる問題でございせん。むしろより根本的な対策を各省、厚生省に当然考えていただくなければならぬ問題でありますけれども、金融公庫の融資の面という面から何らかのそういう問題に取り組みたいというところで、三分という低利融資というところで制

度でございますけれども、御指摘のように、それだけの何と申しますか、成果が十分に上がっているとはこの部分については申せないと思ひます。その原因につきましては、まだ調べるところには至っておりませんけれども、ただ、やみくもに要更生婦人を雇ったから融資するというわけにもまいりませんので、御本人の名前は終始秘して、ただ厚生省とも連絡とって、婦人相談員等から何名とかというような感じの協力はしていただく必要があるということな程度で、御本人の名前は一切秘しております。けれども、やはりたぶんみずからそういう立場にあるものだから採用してもらいたいんだというように乗り出すという気持ちにはなれないという、個々の人たちの気持ちではあるまいかと思ひます。しかし、この点についてはもう少し、せつかくの制度でありますので、研究してみたいと思ひているところでございます。

○喜屋武眞榮君 この問題につきましては、県庁側も重大な責任があると、こう思ふんですが、さらに国とされまして、もつと理解と愛情を持つて、せつかくできた制度が利用されぬということは、事はどうあれ、ほっておくべきものじやありませんので、ぜひひとつそれが完全消化できる方向に御努力を私は要望したいんです。そうして緊密な連絡をとっていただきたい、私もまたその立場から努力をいたすつもりでありますので。

次に、在日米軍の基地の整理統合について、きょう大臣お見えでありませんが、お尋ねいたします。内容に入る前に、前佐藤総理は、沖縄の返還なくしてわが国の戦後は終わらないと、こう名セリフを残された。その沖縄が復帰したい、私は北方領土問題、いわゆる北方領土が完全返還しない限りわが国の戦後は終わらないと、こう訂正しなければならぬ。そういう意味におきまして、北方領土の完全返還、これは国をあげてその実現にみんなが粘り強く立ち上がらなければいけないと、こう私は思ふものであります。さらに、沖縄の立場からまた申しますならば、沖縄は一応行政権は返還されたが、沖縄の完全復帰なくしてわが

国の戦争は終わっていない、こういうことを私はまた強調するものであります。ところが、けさの大平外務大臣の御説明によりますと、その内容はしよつてみますと、あくまでも沖縄基地の整理統合については現地の要望、二つ、沖縄県の開発計画の推進、三つ、民生の安定の確保などの関連を踏まえ、こゝまではよろしいんです、それを受けて日米安保条約の目的の達成との調和をはかりつつ、米軍施設・区域の整理統合についてこれまの計画の進捗状況を見ながら検討すると、こういういわゆる両天秤にかけた、こういった表明がされております。これは沖縄の立場からしますと、一体安保条約の目的の達成との調和をはかりつつということになりまして、沖縄が、安保の目的の達成との調和、いつまでいままのような犠牲をしいられていくのか、これまででもたくさんであるのに、そうしていま沖縄県民は、沖縄の基地の完全撤去を要求しておる世論も御承知だと思ひます。そうして沖縄県の開発計画の支障になつておるといふことも十分認識しておられると思ひます。そうして県民の民生安定という立場から、これはもう論外の論である。そういうことと、安保の調和とのタイミングを見ながら進めていくという、一体どちらにその比重を置いておられるのであるか、まずそれをお聞きしたい。

○政府委員(大河原良雄君) 沖縄の放設・区域の整理統合の問題につきましては、政府としての考え方をかねて国会その他の場で申し上げておるところでございますが、けさは外務大臣の沖縄問題に関する基本的な考え方の御説明の中でありました点は、いま喜屋武先生御指摘のとおりでございます。いわば喜屋武先生のお立場で相反する要請のどちらに重点を置いているのか、こういう御質問であらうと思ひます。政府といたしましては、日米安保条約を日本の安全の見地から結んでいるわけでございます。その安保条約に基づいて「日本の安全に寄与し、並びに極東における国際的平和及び安全の維持に寄与する」と、こういう趣旨のもとに、米軍に対して施設・区域の提供

を行なつてきているわけでございます。一方、そういう安全保障上の要請があると同時に、また現地の要望、また沖縄県の開発計画の推進、民生の安定、こういう要請も他方にあるわけでございます。開設計画という観点だけにかりに立ちますならば、施設・区域がないという形が望ましいという考え方はよく私もわかります。しかしながら、一方、先ほど来申し上げておりますように、政府としては、日米安保条約を維持するという基本的な立場の上に立つて米軍に対する施設・区域の提供を行なつてきているわけでございます。その要請を十分総合的に調整をはかりつつ、この問題に取り組んでいくということであるわけでございます。しかしながら、沖縄返還以降も、沖縄にありまます米軍の施設・区域の数が非常に多いということも現実であるわけでございます。それから、そういう点を踏まえまして、政府としてかねて沖縄における米軍の施設・区域の整理統合というところに取り組んでまいりまして、昨年の一月、またことしの一月、二回にわたる日米安保協議委員会におきまして、ある動きが、原則的な合意がアメリカとの間に得られて、これを発表し、また現在その実施のために鋭意努力を行なつておる、こういうことでございます。

○喜屋武眞榮君 どうもお聞きしますと、安全保障との調和をはかるためには沖縄の犠牲もやむを得ない、こういうことにも受け取れますが、そういうお気持ちですか、もう一ぺん。

○政府委員(大河原良雄君) 犠牲というふうにとりたたくというのは、私どもの考え方ではございません。日本政府といたしまして、アメリカとの間に安保条約を結び、これを維持していくという基本的な方針をとっているわけでございますけれども、その安保条約の実施に関連いたしまして、在日米軍施設・区域をいかに円滑かつ有効に提供していくかというところに問題があるかと思ひわけでございます。そういう観点に立つてこの問題に政府として取り組んできているわけでございます。

す。

○喜屋武眞榮君 あえて追及いたしますのは、沖縄の復帰後の基地は、むしろ結果的には強化されつつあると、こう見てもいい。強化されている。しかも、日本の全基地の五四％を沖縄に占めておるといふことも御存じだと思ひます。そのような状態、形で、沖縄が一体国の立場からするとどこにやむを得ないとはおっしゃらぬだろうけれども、何か結果的にはそういうことにはかならない。断じてこれはがまんできることではありません。これまでの犠牲も、もうこれはがまんならぬこととあります。しかも、今後も安保条約との調和をはかりながらやつていくという、こういう基本的な考え方には断じてこれは承服できません。考へられませんか。ということをお願いして、それに対する見解を求めたいと思ひますが、そういう怒りを込めた不満を持っておるといふ県民の意思を私は率直に吸ひ上げていま述べておるといふことを理解していただきたい。

それでは、その今回の整理統合計画の性格と、今後の返還計画について、述べられた復帰後の返還は、いまだ一〇％そこそこしか過ぎない。そういう返還整理計画、返還されたものも含めて、今回の整理統合計画の性格と今後の返還計画についてどういふ方針を持っておられるか、そのことをまずお聞かせ願ひたい。

○政府委員(大河原良雄君) 一月三十日に開かれました第十五回の日米安保協議委員会、日米間で原則的な話し合いがまとまつております計画は、すでに発表されておるとおりでございますが、大ざっぱに申しますと、この合意の内容は三つございます。

まず、第一の分類に属しますものが、移設なしに返還される施設区域でございます。これは全部の返還が七件、一部の返還が十三件、合計二十件でございます。この面積を合計いたしますと二千六百万九千平方メートルになります。第二の分類に属しますものとして、これは移設措置とその実施にかかわる合意の後に返還さ

れる施設、区域でございまして、全部返還になりますのが十二件、一部返還が六件、合計十八件でございまして、この面積の合計が千六百三十二万六千平方メートルになっております。

第三番目の分類に属しますのは、返還について引き続き今後検討される施設・区域ということでございまして、これは全部の返還が九件、一部の返還が一件、合計十件でございまして、面積といましては二百四十万三千平方メートルでございまして、

そこで、移設区域とその実施にかかわる合意と、こういうことを申し上げておきますのは、返還ということにつきましては、その方向が大体きまつたわけでございまして、それが条件になって、現にあるものの移設ということが条件になっているわけでございまして、この移設の措置を具体的に固めまして、どこまでの程度のものかという手順で移設していくかという作業を、米側と取りきめる必要があるわけでございまして、

また一方、第三の分類に属します返還につき、引き続き検討される施設・区域と申しますのは、まだ返還そのものについて方向がはっきり固まつたわけではございませんけれども、日本側としましては、今後とも具体的にその返還についての話し合いを米側と続けまして、全部返還あるいは一部返還という形で、これの返還のための話し合いを固めていきたい、こういうふうな考えておるものでございまして、

で、今後の問題といたしましては、昨年の一月に合意を見ております那覇空港周辺の施設・区域の移設並びにそれを経ましての返還、さらに今一月に合意を見ました、いま御説明申し上げましたものの具体的な実施を鋭意はかってまいるといふことを重点に置いて作業を進めてまいると考えております。その上で、さらにまた残された問題については、引き続きこの問題について取り組んでいくというのが私どもの考えでございまして、

○喜屋武眞榮君 いま述べられたこの返還の部署と、また今後の計画についての一つの日本の立場

からのとらえ方でありますが、それに対して、銅崎那覇防衛施設局長のそれに対する発言を御存じですか。

○政府委員(平井啓一君) 現地におきまして、那覇防衛施設局長の銅崎局長がどういふふうな発言をしたかというところは、私も具体的な御指摘されているところがあるのか、ちよつとわかりませんので、よく承知しておりません。

○喜屋武眞榮君 それじゃ申し上げます。そしてその発言の内容を、そのとおりと受けとめていいかということをお尋ねしたかたんです。その発言の趣旨は、「今回の基地返還は、個別的な施設の整理統合によるものであり、関東計画のような在沖米軍基地全体の整理統合計画、つまり沖繩計画の予備的な性格を持つものである」と、こういう発言を二月四日の現地新聞で報道されております。これをそのとおりであると受けとめてよいかどうか、いかがですか。

○政府委員(平井啓一君) これは沖繩におきまるところの、沖繩の現地の新聞に出た記事だということとは承知しておりますが、ただ、この内容につきましては、当時銅崎局長のほうに私も照会いたしました。その内容そのものについて、局長としてはそういうふうな発言はしてないというふうな否定した答えを私どものほうにしております。

○喜屋武眞榮君 まあ、そのことにつきましては、またいずれ機会を求めてたゞしていききたいと、こう思いますが、この銅崎発言とけさの外務大臣の説明とをつなぎ合わせて見た場合に、何かうらはらのものを感ずる、食い違いがあるような、こう受けとめざるを得ません。そういう意味でこれを率直にお聞きしたかったわけですから、これはまあ今後の問題にいたしましょう。

そこで、この解放された施設も、まあ比較的遊休施設ですね。遊休施設が優先しておることよく知っておりますが、ところが、私が見るに、まだ遊休施設がかなり残っております。それで引き続き今後も粘り強くその遊休地の早期解放について努

力すべきであると思うかがですか。その意思がありますか。

○政府委員(大河原良雄君) 先ほど御説明申し上げましたように、移設を条件として返還というものがあつたわけでございまして、この移設先をどういふふうにするかということ、今後の話し合いにまつわけでございまして、その際に、日本側の基本的な考え方といたしましては、原則的に新たな施設・区域の提供ということではなくして、既存の施設・区域内に移設をはかつていくという考え方で取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、ただいま御指摘がございました遊休と見られるような土地につきましても、あるいは将来移設の対象となるような土地もあるいはあろうかと思ひます。しかしながら、これは各個別の基地につきましても実態に即して考えるべき問題であらうと考えております。

○喜屋武眞榮君 さらに、この基地の解放に関連して政府、特に外務省のしりをたたきたいのは、基地の返還に伴う基地労働者の解雇、これは理解できません。ところが、沖繩の実情は返還に直接つながらない部署で、しかも一方的な大量解雇、最近まで一千五百名という大量解雇がばんばんなされておる。これは決して基地の縮小とつながっておりません。この事実を何と見るか。そして沖繩の基地労働者はこんな不当な解雇は撤回しろと、こういうふうにして、ストに訴えていま苦悩しておる実情ですが、この解雇を撤回せよと、この私は要求したいんですが、その意思ありますか、ありませんか。

○政府委員(大河原良雄君) 基地で働いておられる方々の解雇の問題というのは、非常に大きな社会問題を招く問題でございまして、当然私どもとしても頭を痛めている問題でございまして、ただ、先般米国会等でもいろいろ御議論いただいておりますこの大量解雇の問題につきましては、米側との間に種々の折衝が施設庁を中心として行なわれてきているわけでございまして、米側が日本側に伝えてきておりますのは、米側としても

予算上のきわめて苦しい制約があつて、やむを得ない措置であるといふふうなことを申し上げるわけでございまして、先ほど申し上げましたように、解雇の対象となられる方々の身にとつてみますと、まことに重大な問題でありますから、今後とも関係の当局とよく相談し合いながらこの問題について取り組んでいきたいというふうに考えております。

○喜屋武眞榮君 ぜひひとつ日本国民の側に立つて、わけても沖繩県民の心をくんでひとつ強硬に、正しいことは筋を通して対米交渉をししてもらわなければいけない、こういうことを強く要望いたします。

次に、この前の質問に関連して開発庁長官の御答弁がどうなつておるか、その点について二、三。まず第一に、あの時点で私野ざらしの十一個の未処理の不発弾が残つておる、これに対して総務長官が非常に急いで処理してもらつた、この回答されましたが、その十一個の野ざらしの不発弾はどう処理されましたでしょうか。

○説明員(伊藤参午君) お答え申し上げます。どの時点で十一というふうにおっしゃいましたのか、私も正確に把握しておりませんが、当時おそらく大型の砲弾が三発ほど沖繩本島にございました。それから宮古島のはうに八発ほど警察からの御連絡ではあつたということで、十一発というふうにおっしゃつたように私のほうは一応考えておるわけでございまして、大型砲弾につきましては、三月二十日に、従来は読谷処理場で五十ポンドの制限といふこともございまして、まあ爆破につきましても今後ともまだ問題ございまして、一応読谷処理場に全部回収終了いたしております。それから宮古島のはうにつきましては、その後、その爆弾若干見えなくなつていふというふうな状況もございまして、現在私どもが把握しておりますのは、宮古島に二発あるというふう聞いております。

それから三月三日の事故が起きましたので、その後、現地の方の御連絡等もございまして、私と

ものほうに現地の警察から御連絡いただいておりますのは、八重山群島に二発、石垣島に二発、それから新たに宮古に二発、これはいずれも先生御指摘の十一発以外のたまたまでございます。出ておりまして、その分以降八発でございます。さきに宮古にありまして二発加えますと、現在この八発だけが自衛隊としては現に発見されて未処理になつておるたまたまでございます。これは地理的にちよつと離れておりますので、沖縄本島での処理等にもだいたい精神的にやっておりますので、四月中に所要の輸送機関等も仕立てまして処理したい。なお、現在そういう意味で沖縄本島には私ども知る限りでは発見されて御連絡受けました不発弾というものをそういった未処理の形で放置してあるところはございません。

○喜屋武眞榮君 いま述べられたように、あの時点で十一発が野ざらし、ところがそれ以外に次に出た。これがふしぎなんです。一つの問題が処理しないうちに次の問題が起つてくるという、このように連鎖反应的に、だから事が起つたらもう即戦即決、こういう態度で処理しないという、もうあとからあとを追つつかない、これが沖縄の苦悩、そういうことを思いますときに、ぜひひとつみこしを一刻も早くあげてもらつて、即戦即決、臨機応変の体制をもつて臨んでもらわないというところではないかということですね。これは果てしない苦悩。

次に、開発庁長官は自動車、家屋の損害、負傷者に対する補償金は早い時期にやっています、こういう御答弁がございしますが、これは早い時期にやっていますという非常に抽象的な御答弁ですが、具体的にどうでございますか。

○國務大臣(小坂徳三郎君) 先ほどもお答え申し上げましたが、そういうものは一括して五月末日までにはわれわれのほうの計算、処理を終わりたいというふうに考えます。

○喜屋武眞榮君 次に、埋蔵爆発物の探査とその処理のいかんは、沖縄県民の生命の安全、あるいは不安を取り除くばかりではなく、先ほど来申し

上げましたように、沖縄開発に重大な影響を与えておることも申し上げるまでもありません。そのためには、この爆発物処理のための組織を明確につくつて、沖縄県民が安心して生活できる方途を早く実現したい、こう長官は答弁下さいました。この爆発物処理のための組織づくりはその後どうなっておりますか、具体的に。

○國務大臣(小坂徳三郎君) 沖縄開発庁を中心に、現在関係各省精力的に組織をつくつて、その内部においてこうした問題の処理に全力を傾けております。特別に名前をつけた体制ではございません。政府内部の力を結集して当たる。それからもう一つは、沖縄の県及び各自自治体がこの問題について大いに積極的に御協力いただくということには非常にたいへん重大なことでございますが、最近に至りまして、県当局及び自治体も不発弾処理については非常に積極的な姿勢を示していただいた、これは喜屋武委員はじめ沖縄出身の皆さん方のいろんな意味での御協力、御指導とかいう点に感謝しておりますが、さらに一そう不発弾処理についての行動が敏速にできますように、皆さま方の御協力をいただければ私たちは非常にありがたいというふうに考えています。

○喜屋武眞榮君 その御意思はよく理解できますが、新聞報道によりますと、三月二十五日に、爆発物事故補償、不発弾処理問題について、関係省庁会議を開いて最終的な対処策を決定する、こういうことで、各関係省庁お集まりになったが、結局結論が出なかつた、こういう報道がなされておりますが、その結論の出ないままに、そのままだ持ち越されて、今日に至つておるのであるかどうか。もしそういう状態の中で、時をすらすらしていかんだつたら、もうたいへんなことだと思つて、沖縄には埋蔵爆発物がまだ多数に埋もれておるといふこの大前提に立つて、戦後処理という立場から、私は、損害賠償法の適用を強く要望するものであります。これについては、いま検討中であるといふことも承つておりますが、それは今後の問題といたしまして、ぜひその関係省庁の結論から、

現地総合事務局、防衛施設局、沖縄県、この三者が一体となつて、早急に対策機関を現地に持つたらいかがでしょうかというように、どういふ御見解を持っておりますか。

○政府委員(岡田純夫君) 現地におきましては、現地協議会が設けられておまして、これには総合事務局ばかりでなく、国の出先機関、それから県当局、こういうところ全部入つてもらひまして、現地協議会までできております。これと本省のほうでは、先ほど大臣が言われましたように、相談いたしまして、合同会議ということで、関係省庁集まりまして、それとタイアップしてやつていく、こういうことで、そういう体制できております。

○喜屋武眞榮君 次に、これも基地の返還に伴う未処理の著しい例の一つだと思ひますが、VFWクラブ問題に対してのはつきりしたひとつ政府の見解をお聞きしたいんです。もうくどくど申し上げませんが、昭和四十七年の五月一日に一片の通知で、突如提供施設から除外するとのことがあったわけですが、これを取りきめた日米合同委員会合意内容をどうしても明らかにしてもらわなければいけない、こう思ひます。まずそのことを……。

○政府委員(大河原良雄君) 昭和四十七年五月十五日に、沖縄復帰に伴う米軍の施設・区域の提供に関する日米間の合意が、日米合同委員会の場で取りきめられたわけでございます。その中で、従来キャンプ瑞慶覧、あるいは牧港補給基地といふふうに総称されておりました地区内にありましたアメリカカンリージョン並びにVFWの使つておりました建物のあります土地は、施設・区域として提供するものから除外されると、こういう合意ができたわけでございます。

と申しますのは、キャンプ瑞慶覧並びに牧港補給基地は、沖縄の復帰とともに、地位協定に基づいて、日本側から米軍に提供される施設・区域という性格を与えられたことになるわけでございますけれども、アメリカカンリージョン並びにVFWという非政府の団体が使つております建物の所在

する土地は、そういう意味の提供対象になり得ない、また、なすべきではないと、こういう観点から、提供の施設・区域からは除外されるという措置をとつたわけでありまして。

○喜屋武眞榮君 そうしますと、この土地の明け渡しと、その復元補償の責任はどこにありますか。

○政府委員(大河原良雄君) 四十七年五月十五日以前という、いわば沖縄の施政権が米側によつて行使されておりました時代には、布令二十号というものによつて措置されるべき性質のものであつたわけでありまして。しかしながら、四十七年五月十五日という時点以降におきましては、これは民間の団体であるアメリカカンリージョン並びにVFWが使用しております土地、その上の建物という民事関係になつてくるわけで、これが法律的にはそういう関係になつてまいるわけでありまして。

○喜屋武眞榮君 どうもその点がいまだに釈然とせず、この関係者が私に語るところによると七十四回、七十四回もこの問題の解決をめぐる、出先の沖縄の事務局や政府に陳情、二カ年近くも放置されておる、こんな無責任なことが国としてあつていいか、また許されていいか、こういう憤りを感じるわけなんです。この前もその代表がきて、大河原さんにも詰め寄つたといふことも、私にも報告いたしておりましたが、これまでの国会論議の中でも、政府は返還の手続のミスは認めると、こう答弁しておられる。のに、取用法の適用とか、あるいは国との賃貸契約の継続、こういう実にあいまいもこの、そこには釈然としないものがある。そして土地の明け渡し、復元補償で対米交渉を行なうと、この約束を幾たびかして、その結果がどうなつておるのか、いまだに全く知られておらない。このことは、現時点では一体この交渉の結果どうなつておるんですか、ひとつはつきりさせてもらひたい。

○政府委員(大河原良雄君) 復帰後の国内関係につきましては、これは施設庁のほうから御答弁いただいたほうがよりの確な御説明いただけるかと思ひますので、そちらにお願いしたいと思ひます。

が、アメリカとの関係につきまして御説明いたしたいと思ひます。

外務省といたしまして、この問題の存在を知りましたのは比較的新しい話でございますけれども、アメリカ側が言っております立場というのは、次のようなものでございました。すなわち、四十七年の五月十五日以降、この二つのアメリカの民間団体が使用している土地並びに建物というものは、米政府が直接に買取り、介入することのできない民事関係のものである。したがって、復讐の時点以降において、これらの二つの団体に對して米政府は法的に責任をとり得る立場にない、こういうことであつたわけでございます。

しかしながら、私もいたしましては、この二つの団体が使用しております土地並びに建物は、沖繩が米国の施政権下にありましたときに布令二十号というのに基づいて発生した法律関係であり、それが四十七年五月十五日という沖繩の復帰という時点を經過して今日に及んでいる以上、米政府として全く責任がない、あるいは法的に關与する立場にないという説明では日本側として承服しかねるということで、たびたびこの問題について米側の注意を喚起してまいりました。その結果、最近に至りまして、米政府といたしましては、法的に言うならば、米政府として直接この二つの団体の土地使用關係に關与する立場にはないけれども、沖繩の返還協定四條一項に請求に關する救済規定があるので、四條二項の請求の問題として土地賠償審査委員会、これに問題を提起することに異議を差しはさまない、こういうことを言ってくるに至つたわけでございます。これが現在までのアメリカ側との折衝の状況でございます。

○喜屋武眞榮君 いろいろ法的にはむずかしい面もあるかもしれませんが、これもどうしても解決しなければいけない問題であり、そして国がこれにかかわらないという事態に私は疑問を感じるわけなんです。というのは、昨年の十二月の二十一

日付で大河原局長と鶴崎施設庁次長名で、當時、當事者、地主とクラブ側の話し合いで円満な解決を望むという文書を送つておられますね。これからしますと、もう政府は責任を回避して、問題はあなた方當事者同士で解決しなさいと、この言ひぬばかりの、けんもほろろの回答が行つておることも事実でありましょう。しかも、そういうこともありながら、また去年二月十五日までにその結果を知らせると、この言ひも防衛施設庁で言つておられる。だから何が何やらわからぬといつたようなことですね、地主の側からしますと、一体このような状態の中で弱い地主をいじめ、そしてしかも二カ年近くもほつて、とほくに政治はない、政府には行政はない、こゝろ断じてもあえて過言ではないんではないか、この私は言ひたいのでありますが、しかも、この地主との間に全く契約關係のないクラブ側が、現在他の業者へその建物の売却を行なつておる、その建物、施設を売却してつておる。これは明らかに違法行為である。しかも、政府はそれを黙認しておられるのではないか、こういうことなんです。しかもこれと同じ状態にある——いや同じ状態にあるじやございません、四十七年五月十五日の時点からこのVFWクラブ自体がそこを不法占拠しておる、そして問題をますます複雑にしておる。そこで地主としてはたまらぬから目下那覇地裁の仮処分決定でこれを一応歯止めしておる、中止させておるのが現状であります。政府の行政責任もこれはどうしても許してはならないと、この切実に感じさせられておるわけなんです。もう全く踏ん張りつたり、このような状態に政治があるのか、政府に行政があるのかと、この言ひたいぐらゐの投げやりで、かつてにしがれといつたやうな、こういうことにも受け取れて義憤を感じてなりません。そこで政府は、ぜひ責任を持つて土地の完全返還、VFW施設の撤去、復元補償、これが完全に行なわれるような努力を責任を持つてなすべきであると、この私は強く要望します。

さらに、追加事項としてその地主側は、クラブ側はその施設を第三者にいま売り渡そうとしておる。ところが地主側は四十八年の五月十五日、つまり去年の五月十五日、観光ホテルを建設するという方にも賃貸契約をしておる。賃貸してある。四十九年の五月十四日までの一カ年間の賃貸料も、賃料も受領しておる。このようないふまに、複雑怪奇な状態がいま続いておるわけなんです。これに似たような問題が、例のリージョンクラブ、それからブラックオイルターミナル、これも同じやうな性格のもの、三つあるわけですね。その三つのうちのいま私特にVFWの問題について申し上げたのでありますが、時間がまゐりましたので、どうかこのやうな土地の所有權さへも、土地の權利さへも守られていないといつたやうな國の状態では、一体どこに政治があるか、どこに行政があるのかと、この疑わざるを得ない。弱い國民をいじめて、迷わして、このような状態で二カ年もするするしておるという、このことに對して國は責任を持つべきである。どうかそのことについてひとつ、外務大臣はいらっしゃいませんけれども、大河原局長、同時に開発局長官の、その内容については十分御承知であつたかどうかは知るよしもありませんが、どうかひとつそのことに對するお二人の所信を述べていただいて私の質問を終わらしていただきたい。そうして一刻も早くこの問題を解決していただきたいということを強く要望いたします。

○國務大臣(小坂徳三郎君) 喜屋武委員からのたゞいまの御發言は、伺つておりますと、これはなかなかやつたものであるけれども、しかし筋を立てる必要がもちろんあるわけでございます。よく外務省とも打ち合せて、また省内でもよく打ち合わせまして、善処したいと考えます。

○政府委員(大河原良雄君) この問題につきましては、かねて米側との接觸を続け、また問題のあり方についての注意の喚起につとめてきたところでございます。その過程におきまして、とにかく米側としての法的立場を非常に強く米側は主張しておつたわけでございますけれども、當事者間の話し合いによつて何とか打開の道がつけられないかといふやうなことで、當事者間の話し合いを大いに勧奨するという措置もとられてきたわけでございます。昨年十二月の時点におきましては、ある程度その方向での道が開けるのではないかと、現にアメリカンリージョンにつきましては、その後、當事者間の話し合いということで大体解決のめどがつき、目下その条件についての話し合いが行なわれておる、こういう状況であるといふふうに私も承知しておるわけでございます。

○委員(金井元彦君) たびたび議論となつておりますが、沖繩及び北方問題に關しての対策樹立に關する調査は、本日はこの程度にとどめ、沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、他に御發言もなければ質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

○委員(金井元彦君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。——別に御發言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員(金井元彦君) 全会一致と認めます。よつ

て、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいま可決されました沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案に対し、各派共同提案による附帯決議案が委員長の手元に提出されておりますので、これを議題とし、便宜、私から案文を朗読いたします。

沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行にあたり、次の諸点に留意し、沖縄振興開発計画の推進に遺憾なきを期すべきである。

一、地籍未確定問題を解消するため、米軍提供施設・区域をも含む土地調査をすみやかに完了するよう努めること。

二、振興開発の推進にあたっては、産業の均衡ある発展に努めるとともに、環境保全、埋蔵文化財の保護について適切な措置を講ずること。

なお、離島における上水道をはじめとする生活関連施設の整備等を促進すること。

三、振興開発計画に基づく国の補助事業については、現地の実情に即して補助単価を改定する等の措置を講じ、自治体の財政負担の軽減に努めること。

四、不発弾のすみやかな処理に努めるとともに、不発弾事故の被害者に対しては国家賠償法の適用を検討する等、その救済に万全を期すること。

右決議する。

以上であります。

それでは本附帯決議案の採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（金井元彦君） 全会一致と認めます。よって、本附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、小坂長官から発言を求められておりますので、これを許します。小坂長

官。

○国務大臣（小坂徳三郎君） ただいまの附帯決議につきましても、十分その趣旨を尊重いたしましたし、努力いたします。

○委員長（金井元彦君） なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（金井元彦君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十二分散会

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

（予備審査のための付託は二月九日）

一、沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

昭和四十九年四月二十五日印刷

昭和四十九年四月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局